

官報 号外

平成十四年五月二十八日

○第百五十四回 衆議院會議録 第三十七号

平成十四年五月二十八日(火曜日)

議事日程 第二十六号

平成十四年五月二十八日

午後一時開議

- 第一 エネルギー政策基本法案(第百五十三回国会、亀井善之君外六名提出)
- 第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 エネルギー政策基本法案(第百五十三回国会、亀井善之君外六名提出)
 - 日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(内閣提出)
並びに裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出)、検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出)及び精

平成十四年五月二十八日 衆議院會議録第三十七号 エネルギー政策基本法案

神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 エネルギー政策基本法案第百五十三回国会、亀井善之君外六名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、エネルギー政策基本法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。経済産業委員長長谷畑孝君。

エネルギー政策基本法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔谷畑孝君登壇〕

○谷畑孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針等を定めるものであります。

その主な内容は、
第一に、エネルギーの需給に関する施策については、安定供給の確保、環境への適合及びこれらを踏まえた市場原理の活用を基本方針とすること、
第二に、政府は、エネルギーの需給に関する基本的な計画を定めるとともに、毎年、国会にエネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならないものとする事等であります。

本案は、第百五十三回国会に提出され、本委員会に付託となり、昨年十二月五日提出者の甘利明君から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る五月十七日より質疑を行い、同月二十一日には参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行い、去る二十二日質疑を終局いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党の五会派及び無所属議員から、

化石燃料以外のエネルギーの利用への転換として、太陽光、風力等を例示として加えること、

安定供給の確保及び環境への適合を十分考慮しつつ、規制緩和等の施策が推進されなければならないものとする。こと、

経済産業大臣は、エネルギー基本計画を国会に報告しなければならないものとする。こと、

国は、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるものとする。こと

等を主な内容とする修正案が提出されました。

次いで、修正案について趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

平成十四年五月二十八日 衆議院會議録第三十七号

道路運送車両法の一部を改正する法律案 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案 森山法務大臣の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長久保哲司君。

道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(久保哲司君登壇)

○久保哲司君 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車をめぐる経済社会情勢の変化に対応し、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手段により自動車解体されたことを確認した上で抹消登録等をするなど、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備すること、

第二に、整備管理者の選任を義務づけている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定すること、

第三に、自動車の不正改造等の禁止規定を新設すること、

第四に、自動車リコール制度について、リコール命令権の創設及び罰則の強化等を図ること等であります。

本案は、去る十四日本委員会に付託され、十七日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日質疑に入りました。

質疑においては、自動車の不法投棄や盗難車の輸出を防止する観点からの抹消登録制度の具体的な改正内容、自動車リコール制度に対する国の関与のあり方等について議論が行われました。

同日質疑を終了し、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長河村建夫君。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(河村建夫君登壇)

○河村建夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教員の資質能力の向上を図るため、国立の小学校等の教諭等に対して、十年経験者研修を実施するもので、その主な内容は、

第一に、小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施しなければならないこととする、

第二に、任命権者は、この研修を実施するに当たり、研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、個々の教諭等ことに研修に関する計画書を作成しなければならないこととする、

第三に、任命権者が定めるこの研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならないこととする、

などであります。

本案は、五月十六日本委員会に付託され、翌十七日遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十二日質疑を行った後、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申

し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(内閣提出)並びに裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出)及び検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出)並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案並びに平岡秀夫君外五名提出、裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案並びに水島広子君外五名提出、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。法務大臣森山眞弓君。

(国務大臣森山眞弓君登壇)

○国務大臣(森山眞弓君) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

心神喪失または心神耗弱の状態に殺人、放火等の重大な他害行為が行われることは、被害者に深刻な被害が生じるだけでなく、精神障害を有する者がその病状のために加害者となる点でも、極めて不幸な事態であります。このような者につきましては、必要な医療を確保し、不幸な事態を繰り返さないようにすることにより、その社会復帰を図ることが肝要であり、近時、そのための法整備を求める声も高まっております。

そこで、本法案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、そのために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって本人の社会復帰を促進しようとするものです。

この法律案の要点は、以下のとおりです。

第一は、処遇の要否及び内容を決定する審判手続の整備についてです。

心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行い、不起訴処分をされ、または無罪等の裁判が確定した者につきましては、検察官が地方裁判所に対してその処遇の要否及び内容を決定することを申し立て、裁判所におきましては、一人の裁判官と一人の医師とから成る合議体が、必要に応じて精神障害者の保健及び福祉に関する専門家の意見も聞いた上で審判を行うこととしています。この審判におきましては、被申立人に弁護士である付添人を付することとした上、裁判所は、精神科医に対して被申立人の精神障害に関する鑑定を求め、この鑑定の結果を基礎とし、被申立人の

の生活環境等をも考慮して、処遇の要否及び内容を決定することとしております。

第二は、指定入院医療機関における医療についてです。

厚生労働大臣は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を担当させるため、一定の基準に適合する国公立病院等を指定入院医療機関として指定し、これに委託して医療を実施することとしています。指定入院医療機関の管理者は、入院を継続させる必要性が認められなくなった場合には、直ちに、裁判所に退院の許可の申し立てをしなければならず、他方、入院を継続させる必要性があると認める場合には、原則として六カ月ごとに、裁判所に入院継続の必要性の確認の申し立てをしなければならぬこととし、あわせて、入院患者側からも退院の許可等の申し立てができることとしております。

また、保護観察所の長は、入院患者の社会復帰の促進を図るため、退院後の生活環境の調整を行うこととしています。

第三は、地域社会における処遇についてです。

退院を許可する旨の決定を受けた者等は、厚生労働大臣が指定する指定通院医療機関において入院に置かれる精神保健観察官による精神保健観察に付されることとしております。

また、保護観察所の長は、指定通院医療機関の管理者及び患者の居住地の都道府県知事等と協議して、その処遇に関する実施計画を定め、これらの関係機関の協力体制を整備し、この実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めるとともに、一定の場合には、裁判所に対し、入

院等の申し立てをすることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 提出者水島広子君。

〔水島広子君登壇〕

○水島広子君 たいま議題となりました精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案の趣旨を説明いたします。

昨年六月八日に大阪教育大学附属池田小学校で起こった児童殺傷事件は、思い出すだけでも胸が締めつけられるような、大変痛ましい事件です。この事件を精神障害によるものと早合点した小泉首相は、事件の翌日には既に刑法の見直しに言及し、日本の各地で精神障害者がさまざまな攻撃を受け、さらなる偏見にさらされる原因をつくりました。

池田小学校の事件は、ふたをあげてみれば、心神喪失などとは関係がないと判断され、犯人は起訴されております。それなのに、政府は、みずからの誤解と偏見に満ちた決めつけを反省することもなく、さらにその勢いに乗って、短期間のうちに新たな法案まで作成してしまいました。

私たちは、池田小学校事件の直後から、政府の対応を見て、危機感を強めてまいりました。当事者、そして当事者を支える人たちの努力の積み重ねによって、少しずつ社会がノーマライゼーションの方向に向かいつつあるときに、すべての努力をぶち壊しにしかねない政府の対応に強く抗議いたします。

また、いつまでたっても日本社会が精神障害者

への差別意識を克服できないのは、精神医療のおくれをたびたび指摘されながら積極的に何も取り組んでこなかった行政のおくれが根本的な原因であるのに、あたかも精神障害者その人に責任があるかのような風潮をつくり出したことにも、大きな憤りを感じます。

もちろん、私も、精神科医療の現場にいた者として、現状のままでよいと思っているわけではありません。特に、従来から指摘されているように、司法手続における精神鑑定のあり方、中でも起訴前の安易な鑑定が多いことは大きな問題です。今回の池田小学校事件の犯人が、過去に軽微な犯罪行為を繰り返していたときに、きちんとした精神鑑定を受けていたならば、その時点で何らかの刑事処分がなされることによって、今回のような重大な犯罪は防ぎ得たでしょう。

また、現行の措置入院制度が必ずしもきちんと運用されていないこと、地域における精神保健福祉体制が不十分なため、精神科受診が困難であったり、通院治療を中断するケースが少なくないこと、刑事施設等における精神医学的治療・援助が不十分かつ不適切であること、司法関係者と精神医療関係者の相互の連携協力が不十分であることなどが改善を必要とする問題点です。

政府案は、鑑定の問題にも全く触れていませんし、これらの要求に到底こたえられないばかりか、精神障害者に対する差別や偏見を助長するものとして有害ですらあります。

以上の認識に基づき、新たな立法をするのではなく、現行制度の改善という観点から対案を作成いたしました。

以下、本法案の内容を簡単に説明いたします。

第一に、起訴前、起訴後の精神鑑定の適正な実施を目的として、最高裁判所と最高検察庁にそれぞれ司法精神鑑定センターを設置し、鑑定人の選定事務、個別の精神鑑定に係る情報または資料の調査研究及び分析等を行います。

これにより、鑑定人の選定に関して裁判官や検察官の負担を軽減することができるとともに、鑑定精神科医の偏りや鑑定結果のばらつきなどを防ぐことができるようになります。また、情報の収集や分析によって、より高度の精神鑑定技能を開発していく道を開くことも期待できます。

第二は、判定委員会の設置です。

都道府県に新たに判定委員会を置くものとし、精神保健指定医のうちから都道府県知事が任命する委員で構成します。委員二名の合議体で、措置の入退院、措置解除の判定を行い、委員の意見一致が条件になっております。

第三に、現行の措置診察が極めて限られた情報の中で慌ただしく行われているという現状を踏まえ、精神保健福祉調査員を新設し、措置診察の必要性を判定するための調査及び判定委員会の求めに応じたさまざまな調査を専門的な立場から行い、より厳格な措置入院の判定をサポートします。

第四に、人員配置基準の低い精神科の病棟では、人手の少なさに十分な医療を施すことができないため、精神科集中治療センターを指定します。

これは、政府案にあるような、収容を目的としたものではなく、あくまでも通過施設として位置づけられます。また、政府案のように、重大な犯

罪行為の有無や再犯のおそれを要件とするものではなく、あくまでも治療上の必要から手厚いマンパワーで医療を提供する精神科ICUです。

第五に、社会復帰支援体制の強化として、精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互連携を図ります。

政府案と異なり、この仕組みが機能すればするほど、地域の各職種の連携が密になり、措置退院患者以外の方たちにもプラスに作用するというのが民主党案の特徴です。

政府案では、保護観察所を軸にした通院継続の仕組みが他の精神障害者に恩恵をもたらすことはありません。

以上が、提案理由及び概要です。

政府案にある再犯のおその判定は、多くの専門家が指摘しているように、そもそも科学的に不可能です。そんな基準を根幹に据えた政府案は、日本の精神障害者施策の中で永遠の汚点となるでしょう。

私たちは、本改正案のほかにも、精神保健福祉改善十カ年戦略を提案しており、ノーマライゼーションの実現に向けて全力で取り組んでおります。

精神障害は、どこにでも起こります。自分の子供あるいは孫が精神障害を持っていたらという想像力を働かせて、議員の皆様が政府案に反対し、本法案を成立させてくださることを心よりお願い申し上げます。趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

心神喪失等の状態での重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律案内閣提出)並びに裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出)及び検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出)並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。中村哲治君。

(中村哲治君登壇)

○中村哲治君 民主党・無所属クラブの中村哲治です。

ただいま議題となりました四法案について質問をさせていただきます。(拍手)

具体的な質問に入ります前に、この四法案は、国民の心の健康と深く関係しています。そこで、国民の心と国家のあり方の関係をまず議論させていただきます。

二十世紀は、物、金の世紀でした。明治以来の中央集権化、工業化、経済発展によって、私たち日本人は、豊かな生活を手に入れることができました。しかし、かわりに、何か大切なものを失ってしまったのではないのでしょうか。

私は、一九七一年、昭和四十六年生まれです。豊かな時代に育った世代だからこそ、今の行き過ぎた物質文明の弊害を実感しています。

日本社会は、古く、私の出身地である奈良に都があったときから、自分たちとは違う異質な人や文化を受け入れて発展してきました。律令制も中

国から受け入れた文化です。その豊かな精神性を、今、取り戻さなくてはならないのではないのでしょうか。(拍手)

国家は国民の心の健康を最重要の課題としなくてはならない。二十一世紀を心の世紀としなくてはならない。かつて、この演壇で、自由民主党の幹事長は、今お話しになっておりますが、何としても、二十一世紀は心を取り戻す世紀にしなければならぬとおっしゃいました。また、公明党の綱領には、人間主義が掲げられております。私たちがだけでなく、与党の皆様も含めて、ここにいらっしゃる皆様のすべてが、物質文明の限界を認識し、二十一世紀は心の世紀としなくてはならないとお感じになっているのではないのでしょうか。(拍手)

このたび議題となっております四法案についても、そういう認識のもとで、きちんと議論する必要があります。

ここで、改めて、皆さんに確認させていただきたいことがあります。一般的に、精神障害者は犯罪を行いやすいと思われています。しかし、それは偏見です。実は、精神障害者の再犯率は一般人よりも低いのです。例えば、殺人事件の再犯率は、一般人は二八％です。それに比べて、精神障害者は七％にすぎません。つまり、精神障害者の再犯率は、一般人の四分の一以下なのです。改めて、このことを強く認識していただきたいわけでございます。

精神障害者は、日本社会から、差別の目、偏見の目にさらされています。先日、私は、ハンセン病の患者、元患者の追悼式に参列させていただきました。そこで感じたことは、国家の政策により

隔離された人たちの人生の重さでした。私たち国会議員は、差別や偏見に対して理性で闘わなくてはならない。安易に隔離政策をとることにより、らい予防法やエイズ予防法で犯した過ちを再び繰り返してはなりません。だれだって、社会の中で生き生きと生きていきたいものです。

心の健康を害するということは、議員の皆様にとっては、自分とは関係のないことだとお考えになるかもしれません。しかし、複雑な現代社会においては、だれもがなり得ることです。精神医療を受けている方は、全国で三百万人、十家族に一人です。体の健康を害すると同じように、皆様すべてに可能性があることです。どうか、我が身の問題だと思って審議をしてください。(拍手)

以下、具体的な質問に入らせていただきます。政府案についてお伺いいたします。

昨年六月の池田小学校事件の後、小泉総理は、再発防止に向け、今回は法律の整備をきちんとしていきたいとおっしゃっていました。政府の事前の説明によりますと、この政府案は、そもそも、法務省と厚生労働省で長年取り組んできた課題であり、直接には池田小学校事件とは関係がないとしています。しかし、マスコミの報道や一般国民には、池田小学校事件がきっかけだと認識されています。そのずれをどのように考えているのか、政府の見解を伺います。

私は、以下の二つの理由で、政府案では、池田小学校事件の再発防止にはならないと考えています。

第一に、池田小学校事件の被告人は、起訴前の本鑑定により、責任能力を認められております。心神喪失でも心神耗弱でもありません。つまり、

判決後でも、心神喪失等を理由として無罪となる可能性は低く、その場合には、この政府案の対象にはならないのです。

第二に、池田小学校事件の被告人は、事件前には十三回の逮捕歴がありました。しかし、政府案が対象とする重大な犯罪行為は行っていませんでした。つまり、今後、同様のケースがあったとしても、政府案では防げません。

政府案により池田小学校事件の再発が防げるとお考えになっているのか、法務大臣に伺います。また、民主党対案は、なぜ、政府案と違い、現行制度の見直しなのか、池田小学校事件のケースもカバーできるのか、あわせて伺います。

私が政府案で最大の問題だと考えるのが、「再び対象行為を行うおそれ」、いわゆる再犯のおそれの要件です。まず、そもそも、再び対象行為を行う予測ということが現在の科学で可能なのかどうか。我が国の精神医学において最も歴史と権威を持つ日本精神神経学会が、五月十一日に、公式に、再犯の予測は不可能だと表明しています。再び対象行為を行う予測が科学的に可能であるという根拠を政府に伺います。

また、おそれという要件はどの程度なのか、はつきりしません。もし、再犯のおそれなしとして再犯が起これば、再犯のおそれなしと判断をした裁判官や精神科医は社会的に批判を浴びかねません。つまり、再犯の可能性が全くないと確信できなければ、再犯のおそれなしと判断はしにくいでしょう。そうすると、ほとんどのケースにおいて再犯のおそれがあると判断せざるを得なくなります。再犯のおそれがないと判断する基準は何なのか、政府に伺います。

私が懸念するのは、このはつきりしない要件によって、結局、長期間の入院をさせられることになってしまふということです。十年、二十年入院していた人は、社会性を失い、病院の外で生活できなくなります。実際、今、精神病院に入院している人の四三％は、五年以上入院している人たちです。結局、一生退院できなくて、実質的な終身刑になってしまふ、形を変えた保安処分になってしまふ、そういう懸念があります。その点についての政府の見解を伺います。

私は、二つのポイントがあると考えています。一つは、精神医療、精神福祉の問題、もう一つは、精神鑑定の問題です。

現在の精神病院の状況は劣悪です。おとしし十月二十五日の厚生委員会において、山井和則議員の質問に対して、当時の津島厚生大臣がお認めになっています。自分がその立場になったら精神的にも打撃を受けるだろうなと思いますという趣旨のことをおっしゃっています。このように、精神医療、精神福祉の現状は非常に不十分です。例えば、精神障害者は、精神福祉が不十分なため、社会的入院を強いられています。精神病院の入院患者三十三万人のうち二割の人は、ほかに受け入れ先さえあれば、退院が可能なのです。

私は、心の健康を害した国民をしっかりケアするものが近代国家の役割であり、そういうケアがきちんとできていることを前提として、初めて政府案を議論する余地もでてくるのではないかと考えます。精神医療、精神福祉は、近代国家、近代立憲主義国家としての最重要の課題であると考えますが、厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

また、提出者案では、精神科集中治療センター、いわゆる精神科ICUを創設することとしています。政府案の指定入院医療機関との違いをお聞きたいします。

次に、精神鑑定の問題です。

池田小学校事件のケースでも、被告人が過去、数々の犯罪行為を行ったにもかかわらず、安易な簡易鑑定により起訴されませんでした。現行の精神鑑定制度の問題はないのか、政府の認識を伺うとともに、提出者には、対案にある司法精神鑑定センターの設置も、あわせて、御認識を伺います。

最後に、ここにいらっしゃる皆様に改めてお願いいたします。

言うまでもなく、近代立憲国家にとって第一の使命は、国民一人一人の自由と人格の尊厳を守ること、つまり人権を守ることです。安全保障も民主主義も、究極的には、人権保障の手段と位置づけられます。(拍手)

また、二十一世紀が国際化の時代であることは、言うまでもありません。異質な文化を受け入れずして、国際社会は成り立ち得ません。日本社会は、異質なものを受け入れて発展してまいりました。しかし、物質文明に走ってしまった二十世紀には、異質なものを排除するという政策を取り、さまざまな問題を引き起こしてしまいました。いま一度、日本社会に異質なものを受け入れる柔軟性を取り戻す必要があると私は考えます。(拍手)

国民の心の健康なくして、健全な国家の再生はあり得ません。繰り返しになりますが、立憲民主主義国家にとって、国民の心の健康は国家の最重要の課題とすべきことです。

議員の皆様には、改めて、この問題が、二十一世紀、国民の心と日本という国家の新しい関係を築いていく……

○議長 綿貫民輔君 中村哲治君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○中村哲治君 続 その問題となるということをお認めいただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣森山眞弓君登壇)

○国務大臣(森山眞弓君) 中村議員にお答え申し上げます。

まず、政府が提出した法律案の立案経緯と、いわゆる大阪・池田小学校児童等無差別殺傷事件との関係についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、法務省及び厚生労働省におきましては、この事件が起こる前から、精神障害により重大な他害行為をした者に対して適切な医療を確保するための方策やその処遇のあり方等について検討を行っておりまして、この事件をきっかけといたしまして、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした者の処遇について、精神医療界を含む国民各層から、適切な施策が必要であるとの意見が高まったものでございまして、このよう

な意見の高まりや与党プロジェクトチームでの調査検討結果等をも踏まえ、今回、このような者に対する適切な処遇を確保するため、本法律案により新たな処遇制度を創設することとしたものであります。

政府案により大阪・池田小学校児童等無差別殺傷事件のような事件の再発が防止できるのかとお尋ねがございました。

この法律案は、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為が行われた場合に、これを行った者に対し、継続的に適切な医療を行い、また、医療を確保するために必要な観察と指導を行うことによりまして、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、本人の社会復帰を促進することを目的とするものであり、そのような者が精神障害に起因して再び重大な他害行為を行うことを防止する効果があると考えております。

いわゆる「再び対象行為を行うおそれ」の要件についてお尋ねがありました。

現代の精神医学によれば、精神科医が、その者の精神障害の類型、過去の病歴、現在及び重大な他害行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される症状、他害行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容等を考慮して慎重に鑑定を行うことにより、その精神障害のために再び対象行為に該当する重大な他害行為を行うおそれの有無を予測することは可能であると考

えています。

この点については、精神保健福祉法による措置入院に際しましては、精神保健指定医が、その者の自傷、他害のおそれの有無を診断しておりますが、この他害行為とは、同法第二十八条の二第一項に基づく厚生労働大臣の告示にも示されておりますように、殺人、傷害、窃盗等の、他人の生命、身体、財産等に害を及ぼす行為を指すものとされております。また、諸外国においても、医師により、その精神障害に基づき再び他人に危険を及ぼす行為を行うおそれの有無が判断されていると承知しております。

いわゆる再び対象行為を行うおそれの有無の判断基準についてお尋ねがございました。

政府案におきましては、継続的な医療を行わなければならない心神喪失等の状態となった精神障害者のために、再び殺人等の人の生命、身体に重大な害を及ぼす行為や放火等の重大な他害行為を行うおそれがあると認められた場合に、初めて本制度による処遇を行うこととしております。

御指摘のように、再びこのような重大な他害行為を行う可能性が全くないと確信できなければ本制度による処遇を行うことになるというものでは

ありません。

また、このようなおそれがあると認められるか否かについては、鑑定を命ぜられた精神科医が、その者の精神障害の類型、過去の病歴、現在及び重大な他害行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される症状、他害行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容等を考慮して判断した後、職業裁判官と医師により構成される裁判所が、この鑑定結果を基礎として、その者の生活環境等をも考慮した上で最終的に判断することとなります。

対象者の入院期間についてお尋ねがありました。

本制度による処遇は、本人の社会復帰を促進することを最終的な目的としております。このような目的に照らしますと、入院させて継続的な医療を行わなければ再び殺人等の人の生命、身体に重大な害を及ぼす行為や放火等の重大な他害行為を行うおそれがあると認められる場合には、その入院を継続させ、手厚い専門的な治療を行うことにより、その社会復帰を促進する必要があると考えられます。

しかし、このようなおそれの有無は、その病状や治療状況等により左右されますので、あらかじめ入院期間の上限を定めることは適当ではないと考えられますことから、これを定めないことにしているものでございます。

そして、本制度においては、入院期間が不当に長期にわたることがないようにするため、原則として六カ月ごとに、裁判所が入院継続の必要性の要否を確認することとするなど、必要な措置を講じております。

また、本制度による処遇は、刑罰にかわる制裁を科するものではなく、また、いわゆる保安処分とも異なります。したがって、実質的な終身刑になるとか形を変えた保安処分になるということはありません。

起訴前の鑑定のあり方についてお尋ねがありました。

検察当局においては、精神障害の疑いのある被疑者による事件の処理に当たり、犯行に至る経緯、犯行態様や犯行後の状況等について、刑事事件として処理するために必要な捜査を尽くし、事件の真相を解明した上で、犯罪の軽重や被疑者の責任能力に関する専門家の意見等の諸事情を総合的に勘案し、適切な処分を行うよう努めているものと承知しております。その際には、事案の内容や被疑者の状況等に応じて、行われるべき精神鑑定の手段、方法についても適切に選択しているものと承知しており、現在の鑑定のあり方に重大な問題点があるとは考えておりません。

なお、御指摘の事件の被告人が過去に起こした事件についても、事案の内容及び軽重、被害者の処罰感情等を考慮した上で、精神診断の結果も参

考として、起訴、不起訴の処分がなされたものと承知しており、安易な簡易鑑定により起訴しなかったとの御指摘は当たらないものと考えております。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇〕

○国務大臣(坂口力君) 中村議員の御質問にお答えをさせていただきますと存じます。

政府案の提案のきっかけになったのは何かというお尋ねでございました。

法務省と厚生労働省におきましては、平成十一年の精神保健福祉法改正の際の、「重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇の在り方については、幅広い観点から検討を早急に進める」べきとの附帯決議を受けまして、合同検討会を設けて、精神障害により重大な他害行為をした者に対して、適切な医療を確保するための方策やその処遇のあり方につきまして検討してきたところでございす。その後、大阪の池田小事件が起こりましたことは御指摘のとおりでありまして、そのことが影響を与えたことも事実であるというふうに思っております。

再犯予測についてのお尋ねがございました。

現代の精神医学、例えば、国際的に標準的と言われておりますオックスフォード精神医学教科書、これは二〇〇〇年版でございしますが、これによりまして、精神科医が予測を行うことは当然とされており、その者の精神障害の類型、過去の病歴、現在及び重大な他害行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、重大な他害行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容等を考慮して慎重に鑑定を行うことにより、再び重大な他害行為を行うおそれ

の有無を予測することが可能であると考えておるところでございす。

再犯のおそれがないと判断する基準についてお尋ねがございました。

本制度では、継続的な医療を行わなければ再び対象行為を行うおそれが全くないとは確信できないれば必ず本制度の処遇を行うというものではありませんが、逆に、本制度では、こうしたおそれがあると認められる場合に初めて処遇を行うこととしたしております。

現代の精神医学においては、重大な他害行為を行うおそれがあることを判断することは可能であり、したがって、このおそれがあるとは認められないと判断することも可能であることから、御指摘のようなことは生じないと考えております。

最後に、精神医療及び精神障害者福祉についてのお尋ねがありました。

精神医療及び精神障害者福祉の充実、議員御指摘のとおり、重要な課題でありまして、今後、患者の病状に応じた精神医療を確保するための精神病床の機能分化、入院患者の社会復帰や地域における生活を支援するための社会復帰施設の整備、居宅生活支援事業等を推進してまいりたいと考えております。

このため、精神保健医療福祉の総合計画を策定することとし、現在、社会保障審議会の障害者部会におきまして、鋭意検討を進めているところでございす。

この検討結果を踏まえまして、障害者基本法に基づく新しい障害者基本計画及び新しい障害者プランにおきまして、精神障害者全般についての総合的な対策を盛り込み、来年度よりその推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げた次第でございす。(拍手)

〔水島広子君登壇〕

○水島広子君 中村議員の御質問のうち、精神保健福祉に関する部分についてお答えします。

民主党案はなぜ現行制度の見直しなのかというお尋ねがございました。

本来、地域における精神保健福祉体制が十分に確保されていれば、精神障害者の孤立や治療中断を防がれ、心神喪失などのために不幸にして自傷・他害事件を起こす人を確実に減らすことができます。また、措置入院制度が適切に運用されれば、医療上の必要性にこたえる十分な治療を提供することができるとは思います。

政府は、これらの問題に真正面からこたえることができないため、新たな制度をつくって人々の目をそらすようにしているように見えます。私たちは、今、本当に問われていることは何なのかという本質を考え、現行制度の見直しを提案しております。

また、精神科集中治療センターについて、政府案の指定入院医療機関との違いのお尋ねがございました。

日本の精神科の病棟は、人員配置基準が低いため、手厚い人手を必要とする人たちに十分な医療を施すことができません。このことが早期の社会復帰を阻害しているということは、随所で指摘されております。

民主党案では、通過施設としての精神科集中治療センターを指定し、一般の措置指定病院での治療が可能となるまでの入院治療を行うことを提案しています。これは、いわゆる処遇困難病棟や重

症措置治療病棟をイメージしたものではなく、あくまでも治療上の必要から手厚いマンパワーで医療を提供する精神科のICUです。一般医療でも、病状が重いつきにICUで治療を受け、ある程度落ちつくと一般病棟に移されますが、まさに、そんなイメージで御理解いただければと思います。

政府案の病棟は、重大な犯罪行為の有無や再犯のおそれを要件としており、また通過施設として位置づけられているものでもなく、社会防衛上の観点から、必然的に長期にわたる拘禁をもたらすものになることは明らかであり、医療上の必要性のみによってつくられる民主党案の精神科ICUとは完全に異なるものであると言えます。(拍手)

〔平岡秀夫君登壇〕

○平岡秀夫君 中村議員の御質問のうち、司法鑑定の部分についてお答えいたします。

まず、中村議員から、民主党対案はなぜ現行制度の見直しなのか、池田小学校事件のケースもカバーできるのかという御質問がございました。

現在の司法制度についても、精神医療制度についても、長い歴史の中で、その目的を達成するために、最良のものとして検討されてつくり上げたものだと思えます。しかし、その運用状況を見ますと、改善すべきところとして指摘されている点は、たくさんあります。

司法鑑定の面で現行制度の運用状況を見てみますと、特に起訴前の捜査における精神鑑定のやり方に問題があると指摘されているところであり、今回の我々の提出した検察庁法の一部改正法案は、その問題となっている点を改善しようとするものであります。

このたび池田小学校事件で被告人となった者についても、過去、数々の軽微な犯罪行為を行ったときに、今回の我々の改正案に基づいた体制が整えられ、きちんとした精神鑑定が行われていたならば、その時点で適切な刑事処分がなされることによって、犯人に違法精神を呼び起こし、今回の池田小学校事件のような重大な犯罪に至ることを防げたのではないかと考えます。

次に、中村議員から、現行の精神鑑定制度に問題点はないのか、この点について提出者案にある鑑定センターの設置は何を指しているのかとの御質問がありました。

この点に関しては、司法手続における精神鑑定、特に起訴前の検察官による捜査段階での精神鑑定が適切に行われてこなかったとの指摘があることは、ただいま御説明したとおりであります。その指摘を、もっと具体的に説明いたします。

起訴前の検察官捜査段階での鑑定は、通常、長くて一日で終わってしまう簡易鑑定の件数が多く、しかも、地域によっては、鑑定人を探すのが難しいために、鑑定依頼先が特定の精神科医に偏っていたり、司法精神鑑定の知識や経験が十分でない精神科医に鑑定を依頼していたりするというのが現実であります。しかしながら、残念なことに、このような実態把握は、簡易鑑定が各地の検察庁でばらばらに行われているために、はっきりとはできておりません。

また、起訴後の精神鑑定においても、鑑定をした精神科医によって診断名や鑑定意見がしばしば違うなど、適正な精神鑑定が行われているのか疑問が持たれております。そして、起訴前の精神鑑定と同じく、正確な実態把握は、裁判官任せで鑑

定が行われているために、はっきりとはできておりません。

そこで、このような状況を踏まえて、先ほどの趣旨説明でお示しいたしました、裁判所法の一部改正法案及び検察庁法の一部改正法案を提出したわけであります。

これらの法律に基づき、最高裁判所と最高検察庁にそれぞれ司法精神鑑定センターを設置することにより、精神鑑定の鑑定人選任についての裁判官や検察官の負担を軽減することができるとともに、刑事事件における精神鑑定について、とくに批判がある鑑定精神科医の偏りや鑑定結果のばらつきなどを防ぐことができると考えます。

また、最高裁判所と最高検察庁のそれぞれの司法精神鑑定センターが精神鑑定に関する情報の収集や分析で協力することにより、司法における精神鑑定のより正確な実態把握が可能となるとともに、より高度の精神鑑定技能を開発していく道を開いていくことも期待できると考えております。

どうぞ、皆様方の御理解をいただきまして、我が民主党の対案について、御審議いただきまして、賛同いただきますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時三分散会

出席国務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
文部科学大臣 遠山 敦子君
厚生労働大臣 坂口 力君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国土交通大臣 扇 千景君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

更生保護事業法等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害

者基本法等の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

土壌汚染対策法

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国土交通省設置法の一部を改正する法律

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律

教育職員免許法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成十三年環境の状況に関する年次報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく平成十四年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく平成十三年循環型社会の形成の状況に関する年次報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく平成十四年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策についての文書

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のため
に講じた措置の内容等に関する報告

(理事補欠選任)

一、去る二十二日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 西 博義君 (理事山名靖英君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

滝 実君

補欠

岡下 信子君

吉野 正芳君

谷田 武彦君

玄葉光一郎君

永田 寿康君

山名 靖英君

赤松 正雄君

岡下 信子君

滝 実君

谷田 武彦君

吉野 正芳君

永田 寿康君

玄葉光一郎君

赤松 正雄君

山名 靖英君

財務金融委員

辞任

五十嵐文彦君

補欠

牧野 聖修君

牧野 聖修君

五十嵐文彦君

農林水産委員

辞任

井上 博史君

補欠

井上 和雄君

井上 和雄君

川内 博史君

経済産業委員

辞任

茂木 敏充君

補欠

新藤 義孝君

山田 敏雅君

今野 東君

山村 健君

大島 敦君

今野 東君

鎌田さゆり君

鎌田さゆり君

山谷えり子君

新藤 義孝君

茂木 敏充君

大島 敦君

山村 健君

山谷えり子君

山田 敏雅君

環境委員

辞任

小淵 優子君

補欠

中本 太衛君

田中真紀子君

北村 直人君

原田昇左右君

望月 義夫君

山本 有二君

七条 明君

近藤 昭一君

小林 憲司君

鮫島 宗明君

佐藤謙一郎君

武山百合子君

藤島 正之君

北村 直人君

田中真紀子君

七条 明君

山本 有二君

中本 太衛君

小淵 優子君

望月 義夫君

原田昇左右君

小林 憲司君

近藤 昭一君

佐藤謙一郎君

鮫島 宗明君

藤島 正之君

武山百合子君

決算行政監視委員

辞任

山名 靖英君

補欠

西 博義君

議院運営委員

辞任

桜田 義孝君

補欠

林 幹雄君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

古賀 正浩君

補欠

高橋 一郎君

仙谷 由人君

後藤 斎君

山元 勉君

武正 公一君

横路 孝弘君

河村たかし君

太田 昭宏君

漆原 良夫君

漆原 良夫君

樹屋 敬悟君

高橋 一郎君

古賀 正浩君

河村たかし君

横路 孝弘君

後藤 斎君

仙谷 由人君

武正 公一君

山元 勉君

樹屋 敬悟君

太田 昭宏君

財務金融委員

辞任

倉田 雅年君

補欠

谷田 武彦君

山本 明彦君

松島みどり君

谷田 武彦君

倉田 雅年君

松島みどり君

山本 明彦君

文部科学委員

辞任

近藤 基彦君

補欠

谷本 龍哉君

杉山 憲夫君

左藤 章君

池坊 保子君

白保 台一君

児玉 健次君

藤木 洋子君

左藤 章君

杉山 憲夫君

谷本 龍哉君

近藤 基彦君

厚生労働委員

辞任

後藤田正純君

補欠

谷本 龍哉君

吉野 正芳君

山本 明彦君

三井 辨雄君

津川 祥吾君

中川 智子君

金子 哲夫君

山本 明彦君

小西 理君

小西 理君

吉野 正芳君

谷本 龍哉君

後藤田正純君

津川 祥吾君

三井 辨雄君

金子 哲夫君

中川 智子君

経済産業委員

辞任

小此木八郎君

補欠

新藤 義孝君

梶山 弘志君

小西 理君

下地 幹郎君

渡辺 具能君

保岡 興治君

金子 恭之君

中山 義浩君

奥田 建君

山田 敏雅君

山内 功君

金子 恭之君

保岡 興治君

小西 理君

梶山 弘志君

新藤 義孝君

小此木八郎君

渡辺 具能君

下地 幹郎君

奥田 建君

中山 義浩君

山内 功君

山田 敏雅君

国土交通委員

辞任

倉田 雅年君

補欠

岡下 信子君

中本 太衛君

小西 理君

二階 俊博君

西川 太一郎君

岡下 信子君 倉田 雅年君
小西 理君 中本 太衛君
西川太一郎君 二階 俊博君

予算委員

小島 敏男君

補欠

臼井日出男君

野田 聖子君

七条 明君

赤松 広隆君

手塚 仁雄君

五十嵐文彦君

牧野 聖修君

岩國 哲人君

小泉 俊明君

河村たかし君

前田 雄吉君

筒井 信隆君

山内 功君

松野 頼久君

中川 正春君

山口 富男君

矢島 恒夫君

中西 續介君

菅野 哲雄君

井上 喜一君

小池百合子君

小泉 俊明君

松原 仁君

中川 正春君

上田 清司君

山内 功君

海江田万里君

矢島 恒夫君

児玉 健次君

菅野 哲雄君

日森 文尋君

海江田万里君

中村 哲治君

臼井日出男君

小島 敏男君

七条 明君

野田 聖子君

上田 清司君

松野 頼久君

手塚 仁雄君

赤松 広隆君

中村 哲治君

筒井 信隆君

前田 雄吉君

河村たかし君

牧野 聖修君

五十嵐文彦君

松原 仁君

岩國 哲人君

児玉 健次君

山口 富男君

日森 文尋君

中西 續介君

小池百合子君

井上 喜一君

決算行政監視委員

辞任

山田 敏雅君

補欠

大谷 信盛君

大谷 信盛君

山田 敏雅君

西 博義君

山名 靖英君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

岩屋 毅君

補欠

北村 直人君

熊谷 市雄君

松野 博一君

小島 敏男君

岩倉 博文君

斉藤斗志二君

馳 浩君

西川 京子君

小此木八郎君

山口 泰明君

佐藤 勉君

枝野 幸男君

藤村 修君

筒井 信隆君

三井 辨雄君

樋高 剛君

東 祥三君

岩倉 博文君

小島 敏男君

小此木八郎君

西川 京子君

北村 直人君

岩屋 毅君

佐藤 勉君

山口 泰明君

馳 浩君

斉藤斗志二君

松野 博一君

熊谷 市雄君

藤村 修君

枝野 幸男君

三井 辨雄君

筒井 信隆君

東 祥三君

樋高 剛君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

山名 靖英君

補欠

丸谷 佳織君

丸谷 佳織君

山名 靖英君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

小島 敏男君

補欠

小泉 龍司君

小泉 龍司君

小島 敏男君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態への対処に関する特別委員

岩永 峯一君

左藤 章君

小島 敏男君

上川 陽子君

山口 泰明君

林田 彪君

田端 正広君

丸谷 佳織君

井上 喜一君

小池百合子君

上川 陽子君

小島 敏男君

左藤 章君

岩永 峯一君

林田 彪君

山口 泰明君

丸谷 佳織君

田端 正広君

小池百合子君

井上 喜一君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態への対処に関する特別委員

小島 敏男君

増原 義剛君

井上 喜一君

小池百合子君

増原 義剛君

小島 敏男君

小池百合子君

井上 喜一君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任

土井たか子君

補欠

植田 至紀君

植田 至紀君

土井たか子君

(公聴会開会承認)

一、武力攻撃事態への対処に関する特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二十一日これを承認した。
公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
一、意見を聞こうとする問題
安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出)及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。
平成十四年五月二十一日
武力攻撃事態への対処に関する特別委員長 瓦 力
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君
外五名提出)

検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君
外五名提出)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一
部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次の
とおりである。

安全保障基本法案(東祥三君外一名提出)

非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次の
とおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送
付された次の議案を受領した。

行政運営の適正化のための行政機関等の業務の
執行に関する報告及び通報等に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次
のとおりである。

日本郵政公社法案(内閣提出第九二号)

民間事業者による信書の送達に関する法律案

(内閣提出第九三号)

日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九五号)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内
閣提出第九六号)

非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出、
衆法第二二号)

以上二件 武力攻撃事態への対処 付託
に関する特別委員会

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案
は次のとおりである。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定
書の締結について承認を求めるの件

証券決済制度等の改革による証券市場の整備の
ための関係法律の整備等に関する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改
正する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員
提出案を参議院に送付した。

裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君
外五名提出)

検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君
外五名提出)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一
部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員
提出案を参議院に送付した。

安全保障基本法案(東祥三君外一名提出)

非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出)

(議案通知)

一、去る二十一日、参議院送付の次の内閣提出案
を可決した旨参議院に通知した。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

身体障害者補助犬法案(第百五十三回国会衆法
第二八号)

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身
体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害
者基本法等の一部を改正する法律案(第百五十
三回国会衆法第二九号)

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した
次の件を承認することを議決した旨の通知書を
受領した。

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関す
る協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際労働基準の実施を促進するための三者の間
の協議に関する条約(第百四十四号)の締結につ
いて承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の
改正の受諾について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した
次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し
た。

地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関
する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備に関する法律案

土壌汚染対策法案

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化の
ための農業近代化資金助成法等の一部を改正す
る法律案

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措
置法案

一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した
次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し
た。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所
の移転のための関係法律の整備に関する法律案

政策金融機関に対する検査の権限の委任のため
の関係法律の整備に関する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る二十二日、次の議案は委員会において撤
回を許可した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(鹿
野道彦君外三名提出、第百五十一回国会衆法第
五六号)

(議案撤回通知)

一、去る二十二日、次の議案は同日委員会におい
て撤回を許可した旨参議院に通知した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(鹿
野道彦君外三名提出、第百五十一回国会衆法第
五六号)

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書
は次のとおりである。

動物愛護の促進を図り、行政が引き取る犬やね
この殺処分を減らすための施策に関する質問主
意書(阿部知子君提出)

有事立法における日本赤十字社の役割に関する
質問主意書(川田悦子君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書
は次のとおりである。

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」等有事関連三法案に関する質問主意書(岡田克也君提出)

日本郵政公社法案外三法案に関する質問主意書(玄葉光一郎君提出)

民間事業者による信書の送達に関する法律案についての質問主意書(玄葉光一郎君提出)

郵便貯金・簡易保険の規模等に関する質問主意書(玄葉光一郎君提出)

小渕内閣総理大臣の平成十一年六月十日衆議院地方行政委員会における住民基本台帳法の一部を改正する法律案の国会答弁に関する質問主意書(河村たかし君提出)

前オランダ大使の出国状況に関する質問主意書(若國哲人君提出)

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨に関する質問主意書(阿部知子君提出)

都市再生特別措置法の施行令案に関する質問主意書(原陽子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出セクシャルハラスメントの被害者救済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢和秋君外一名提出諫早湾干拓事業の開門調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員枝野幸男君提出整理回収機構の不良債権買い取り価格に関する質問に対する答弁書

平成十四年四月八日提出
質問 第五五号

セクシャルハラスメントの被害者救済に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

セクシャルハラスメントの被害者救済に関する質問主意書

セクシャルハラスメントは性差別であるばかりか、個人の尊厳を不当に傷つけ計りしれない権利侵害を及ぼす。人事院がセクシャルハラスメントの防止を目指して一九九八年人事院規則一〇一〇を制定し運用していることは、内容的にも高く評価されているところである。しかし、セクシャルハラスメントのより積極的な防止と合わせ、現状では不十分な被害者の権利回復をより一層進めるべきと考え、以下について質問する。

一 人事院は、セクシャルハラスメントで過去五年間に処分した九七名の事例内容について示し、このような事例が発生していることに對し、政府の見解を示せ。

二 過去五年間にセクシャルハラスメント処分として免職・停職・減給戒告処分を行っているが、これ以外にセクシャルハラスメントが原因で配置転換等の人事異動措置をほどこした事例等はあるのか、あるとしたら何件把握しているか。またその中で加害者と被害者が同一職場の事例は何件あるか。

三 セクシャルハラスメントでは、加害者の処分も重要であるが、被害者の権利回復が十分であったかどうか、きわめて重要と考える。過去五年間の事例で、被害者やセクシャルハラス

メントが発生した職場の定期的なフォローアップ等の調査をしたことがあるか、ないとしたら何故か、被害者の権利回復という側面から人事院規則一〇一〇は十分と考えるか。政府の見解を示せ。

四 人事院の指針では、加害者には「十分な弁明の機会を与える」とあるが、被害者側には明文化されていない。事実認定の調査段階から、できる限り加害者側の主張等を被害者に知らせ、被害者側の反論や主張の機会を保障しなければ不利益となる。このような配慮は指針では十分と考えるが、政府の見解を示せ。

五 人事院規則のセクハラの実事認定は、被害者側に立証責任が課されている。セクハラは密室などでの出来事も多く、被害者のみに立証責任を負わせるのは酷である。加害者と被害者との上下関係、力関係の差等を考慮することは勿論だが、加害者側の立証責任を求めることも必要と考える。政府の見解を示せ。

六 平成一二年三月に人事院が示した懲戒処分の指針については、セクシャルハラスメントは身体的暴力について量刑が重くされている。言葉によるセクハラ行為は軽くされている。しかし実際の被害者のダメージは、言葉によるセクハラ行為だけでも心身に多様な形態の症状を伴い、働けなくなったり、周囲との人間関係が全壊されたりで、経済的、社会的ダメージもきわめて広範である。よって量刑は被害者が受けたダメージを重視すべきと考えるが、政府の見解を示せ。

七 セクシャルハラスメントが事件として係争中であっても、被害者からの相談があれば三権分

立の原則にのっとり、行政としては人事院規則に基づき相談に応じ調査し、行政処分すべきと考えるがどうか。

八 セクシャルハラスメントが発生した場合及び被害者からの訴えや相談があった場合は、まず被害者の安全確保を最優先して「加害者と顔を合わせたり接触しなくてもいい状態を保障すること」や「被害者側の通勤経路等を変更させること」や「被害者の仕事や研究の継続が保障されること」や「加害者以外の人との人間関係が継続されること」等々の権利回復が優先されるべきと考えるが、政府の見解を示せ。

九 人事院規則の苦情相談の対象は、原則として職員間になっているが、セクハラは加害者のみが国家公務員の場合もある。この場合、元職員や元非常勤職員からの苦情相談も受け、事実調査を実施すべきと考えるが政府の見解を示せ。

十 人事院及び各省庁のセクシャルハラスメント苦情窓口で、過去一年間に相談対象とならなかった事例が何件あるか、それらの事例内容と理由を示せ。

十一 人事院及び各省庁においてセクシャルハラスメントの相談は受けたが、加害者が被害者との合意説を主張し、第三者の目撃証言に基づいて処分された事例は過去五年間で何件あるか。このような事例は目撃証言重視となり、結果として被害者の権利回復が図れない場合も出てくる。被害者の証言や被害者が受けているダメージを重視した処分こそが重要と考えるが政府の見解を示せ。

十二 人事院はセクシャルハラスメントに関し、各省庁から独立した準司法機関として十分に機

能しているか。また人事院としての境界と課題について、見解を示せ。

十三 人事院規則一〇—一〇はセクシャルハラスメント防止ではなく禁止規則とすべきと考えるが、そのような見解は持っていないのか。右質問する。

内閣衆質一五四第五五号

平成十四年五月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出セクシャルハラスメントの被害者救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出セクシャルハラスメントの被害者救済に関する質問に対する答弁書

一について

平成八年から平成十二年までの五年間(以下「過去五年間」という。)に人事院規則一〇—一〇(セクシユアル・ハラスメントの防止等)第二条第一号に定めるセクシユアル・ハラスメントに該当すると考えられる行為を理由として任命権者が懲戒処分を行った事例の大半は、わいせつな行為その他の身体への不必要な接触又は性的な発言であり、その中には、上司が部下に対して又は指導教官が学生に対して行った行為、複数の者に対して又は複数回にわたって行った行為などがある。

セクシユアル・ハラスメントは良好な勤務環境の確保に重大な影響を及ぼすところがある間

題であり、懲戒処分が付されるようなセクシユアル・ハラスメントの事例が生じていることは、極めて遺憾である。

二について

過去五年間において、人事院規則一〇—一〇第二条第二号に定めるセクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に任命権者が配置換え等の人事異動の措置を講じた事例として把握しているものは二十一件であり、そのうち被害者と被害者が同一の職場であった事例は十九件である。

三について

お尋ねの「被害者やセクシユアルハラスメントが発生した職場の定期的なフォローアップ等の調査」が具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、人事院規則一〇—一〇第四条は、「各省各庁の長は、職員がその能力を十分に発揮できるように勤務環境を確保するため、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ」と定めており、各府省において、個別の事例に依り、事後における調査も含めた必要な措置を適切に講ずることとしている。

四について

人事院規則一〇—一〇第八条は、各府省の相談員は、セクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとするとしており、各府省において、被害者及び被害者とされる者の主張を聴取し、その上で双方の主張に不一致がある場合には、それぞれの主張を踏まえて双方から更に聴取すること等により、事実関係の確認が適切に行われるものとする。

害者及び被害者とされる者の主張を聴取し、その上で双方の主張に不一致がある場合には、それぞれの主張を踏まえて双方から更に聴取すること等により、事実関係の確認が適切に行われるものとする。

五について

「人事院規則一〇—一〇(セクシユアル・ハラスメントの防止等)の運用について(平成十年十一月十三日職福一四四二人事院事務総長通知。以下「運用通知」という。別紙二)セクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」は、セクシユアル・ハラスメントの事実の確認について、被害者及び被害者とされる者から事実関係等を聴取するとともに、当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合等においては、第三者からも事実関係等を聴取することが必要であると定めており、これにより事実関係の確認が適切に行われるものとする。

六について

「懲戒処分の指針について(平成十二年三月三十一日職職一六八人事院事務総長通知)」は、標準的な処分量定として、相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した場合又は懲戒事由は減給、そのような言動を執拗に繰り返したことに伴い相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合は免職又は停職とする旨を示しており、被害者が受けた精神面への打撃についても考慮されていると考える。なお、個々の懲戒処分の量定の決定に当たっては、懲戒事由に該当

すると認められる行為の原因、動機、態様、結果、影響等諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものとする。

七について

セクシユアル・ハラスメントに係る事例が民事事件又は刑事事件として係争中であつたとしても、被害者の相談に応じ、事実関係を確認した上で懲戒処分等を行うことは可能である。

八について

人事院規則一〇—一〇第四条は、各省各庁の長は、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならず、また、この場合において、セクシユアル・ハラスメントに対する苦情の申出を行った職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならぬと定めている。

九について

人事院規則一〇—一〇は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮を目的としていることから、苦情相談の対象を職員としているものであるが、お尋ねの「元職員や元非常勤職員からの苦情相談」であつても、その内容に懲戒事由に該当するおそれがあるものが含まれる場合等においては事実関係を確認することが適当と考える。

十について

お尋ねの「相談対象とならなかつた事例」が具体的にどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、平成十二年の一年間に、人事院又は各府省のセクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談の窓口において、職員からのセク

シユアル・ハラスメントに関する苦情相談に応じなかった事例として把握しているものはない。

十一について

過去五年間において人事院又は各府省がセクシユアル・ハラスメントに関して受けた苦情相談に係る事例のうち、加害者とされる者が被害者との合意による旨を主張したが当事者以外の者の目撃証言に基づいて懲戒処分が行われた事例として把握しているものはない。

セクシユアル・ハラスメントを理由とする懲戒処分を行うに当たっては、被害者、加害者とされる者及び当事者以外の者からの事情聴取等の方法により事実関係を十分に確認することが必要であり、また、六について述べたとおり、量定の決定に当たっては、被害者が受けた精神面への打撃の大きさも考慮すべき要素の一つと考える。

十二について

人事院は、セクシユアル・ハラスメントの防止等について人事院規則一〇―一〇を設け、同規則第六条及び第八条に基づき指針を定めたほか、研修会の実施等を通じて、職員の意識啓発を図るなど、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に努めつつ、セクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談を通じて、当該苦情相談を行った職員に対して適切な助言等を行うとともに各府省に対して適切な措置をとるよう指導しており、これらによりセクシユアル・ハラスメントに起因する問題の迅速な解決やセクシユアル・ハラスメントのない良好な勤務環境の確保に努めているところである。

十三について

お尋ねの「禁止規則」が具体的にどのようなものを目指すのか必ずしも明らかではないが、人事院規則一〇―一〇第五条は、人事院の定める指針に従いセクシユアル・ハラスメントをしないように注意することを職員の責務として定めるとともに、当該指針である運用通知別紙一「セクシユアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」において、セクシユアル・ハラスメントの態様等によって懲戒処分の対象となることを定めており、セクシユアル・ハラスメントはしてはならないものであるということが明らかにされていると考える。

平成十四年四月十九日提出
質問 第五九号

諫早湾干拓事業の開門調査に関する質問主意書

提出者

小沢 和秋

赤嶺 政賢

諫早湾干拓事業の開門調査に関する質問主意書

諫早湾干拓事業が有明海に及ぼす影響を調べるため、潮受堤防の排水門を開け調整池に海水を入れる開門調査について、四月十五日、農水大臣は長崎県知事らと協議した結果、同県知事の同意を得たことにより、短期の調査が行われることが決まった。しかし、ノリ不作等対策関係調査検討委員会、第三者委員会が要請している、その後の中・長期の調査が行われるかどうかはいまだ不透明なままである。それどころか、農水大臣と同県知事は二〇〇六年度の事業完了をめざすことで一致し、数年間必要な長期調査はもうろん、数ヶ月の中期調査すら見送られる見通しになったとも伝えられている。

よって、次のとおり質問する。

(一) これまで農水省は中・長期の開門調査は、短期調査の結果を見てから判断すると説明をしてきたが、報道によれば農水大臣は「短期調査の実施と二〇〇六年度完成という農水省案を条件に、長崎県に開門調査の実施を理解」してもらったと語っている。二〇〇六年度まであと四年であり、この発言は中期調査と数年の期間を必要とする長期調査は行わないという意味ではないか。また、これでは「短期調査の結果を踏まえて今後のことを考える」というこれまでの農水省の見解とも異なるが、どういう過程で見解が変わったのか。詳細を明らかにされたい。

(二) 九州農政局は四月一日付けの発注予定事情報で、今年度の諫早湾干拓事業の工事予定を公表した。この中には現在の西工区と東工区との間に、長さ四・三キロメートル、高さ三・五メートルの前面堤防工事入札を第二四半期に行い、九ヶ月の工期で実施するところが記載されている。第二四半期とは今年の七月以降、短期開門調査終了直後であり、これは中・長期の開門調査の実施を全く考慮していないということではないか。

さらに重大な点は、仮にこの前面堤防が完成すれば、第三者委員会の見解どおり中・長期の調査で調整池の中にマイナスイオンを

を超えて海水を入れることになっても、かつての干潟だった西工区に海水が入ることは全くなく、干潟の再生の道が最終的に断たれることである。長崎県知事らとの協議は、中・長期の開門調査を行わないことを前提に行ったものなのか。

(三) 第三者委員会の意見を最大限尊重するとしながら、「調査と事業は切り離す」、「委員会の意見や見解と農水省の判断とは別」など、同委員会が出した見解を完全に無視する農水省の横暴な態度は目に余るものがある。一月に再開を強行した陸上工事を続け、さらに四月十八日には北部承水路掘削工事を開始した。これらが調整池や有明海に影響を与えないはずがない。少なくとも開門調査の間は、一切の工事を中止すべきではないか。

(四) 昨季の記録的なノリの不作は有明海漁業不振の一端で、潮受堤防工事着工直後から始まったタイラギを始めとする魚介類の不漁は有明海全域に広がっている。特に工事が本格化した一九九〇年以降の貝類の漁獲量は十年間に三十三パーセントにまで激減し、深刻さを増している。この直接的要因は、潮止による広大な諫早干潟の消失と、潮受堤防工事の進捗とともに進んだ潮汐と潮流の減少にある。瀕死の有明海をよみがえらせるには、諫早湾干拓が及ぼす影響を長期にわたって調べ、有明海の浄化機能と生物再生産の場であった干潟を再生させなければ不可能である。海洋物理学者・宇野木早苗氏の分析によれば、南北両排水門を常時全開しておくだけでも、潮汐は半分以上回復するという。

四月十六日、農水大臣は上京した森文義氏ら有明海漁民代表の要請に応え、「有明海の再生は農水大臣の責任」と発言した。この責任を果たすため、もう一度第三者委員会の見解を真摯に受け止めて、短期調査だけに終わらせず長期の調査にまでつなげるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一五四第五九号

平成十四年五月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員小沢和秋君外一名提出諫早湾干拓事業の開門調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢和秋君外一名提出諫早湾干拓事業の開門調査に関する質問に対する答弁書

(一)について

農林水産省においては、農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会から昨年十二月十九日に発表された「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」の趣旨等を踏まえ、有明海の再生に向けた総合的な調査の一環として、短期の開門調査を含む開門総合調査を行っているところであり、これにより国営諫早湾土地改良事業以下「本事業」という。による有明海の環境への影響をできる限りの量的に把握することとしている。

一方で、本事業については、環境への一層の

配慮を盛り込んだ見直し後の事業計画に沿って、工事を円滑に実施することにより、平成十八年度中に完了するよう、その推進を図ることとしている。

お尋ねの中・長期の開門調査の実施については、既に潮受堤防によって背後地で期待された防災機能が発揮されていること、潮受堤防の周辺地域で多くの住民が生活し農業、漁業等を営んでいること、本事業については早期完了を強く求められていること等の観点に加え、現在進められている有明海を再生するための新法制定の動き、短期の開門調査で得られた成果及び当該調査自体による影響、その他の有明海の環境改善のための各種調査の動向、ノリ作期との関係等の観点をも踏まえ総合的な検討を行った上で、新たに平成十四年度中に設ける有明海の再生方策を総合的に検討する場での議論を経て、農林水産省において判断することとしており、このことについては従来から変わりはない。

(二)及び(四)について

中・長期の開門調査の実施については、(一)について述べたとおり、新たに平成十四年度中に設ける有明海の再生方策を総合的に検討する場での議論を経て、農林水産省において判断することとしている。

なお、調整池に海水を導入して西工区を干潟に戻すことは、既に干陸し整備されつつある土地の農地としての効用を無に帰するだけでなく、既に高潮や洪水等の災害から生命、財産等を守る役割を果たしている潮受堤防や調整池の機能を失わせることとなることから、干陸した

西工区を元の干潟に戻すことは考えていない。また、有明海の再生については、政府全体として取り組むべき重要な課題と認識しており、農林水産省においても、(一)について述べたとおり、開門総合調査を行っているところであり、これにより本事業による有明海の環境への影響をできる限りの量的に把握することとしている。

(三)について

本事業については、短期の開門調査の実施と併せて、本事業見直し後の陸上での前面堤防工事及び水中での承水路掘削工事を含む工事の円滑な実施を通じて、平成十八年度中に完了するよう、その推進を図ることとしている。陸上での工事は、基本的には調整池の水質に影響を及ぼす可能性はないが、万一の調整池の水質への悪影響を防ぐため、今後ともその施工に伴う排水の水質を監視しつつ、必要に応じ適正な処理を行うこととしている。また、水中での承水路掘削工事は、今後とも掘削土とともに濁りもポンプにより吸い込みつつ掘削するポンプ浚渫船等により行うこととしている。このように、これらの工事は、調整池の水質への悪影響を防ぐための対策を講じつつ実施することとしている。

平成十四年五月十四日提出
質問 第六九号
整理回収機構の不良債権買い取り価格に関する質問主意書

提出者 枝野 幸男

整理回収機構の不良債権買い取り価格に関する質問主意書

五月十三日付日本経済新聞朝刊は、「政府は、整理回収機構に対し、金融機関から不良債権を買い取る際の価格を二倍に引き上げるよう求める。」旨、報じている。よもや、このような「国家的飛ばし」を政府が考えているとは、思わぬが念のため、以下のとおり質問する。

一 右の日本経済新聞の報道は事実か。正式決定していない場合であっても、右報道の趣旨のような求めを行う検討をしているのか。

二 整理回収機構による債権買取価格は、「時価」によるとされている。これまでの整理回収機構による債権買取価格が、「時価」を下回っているとの認識はあるか。あるとすれば、その根拠は何か。

三 買取価格としての「時価」とは、購入後に値下がりする可能性や購入後に回収不能となる可能性などのいわゆる二次リスクを考慮した価格であるべきと考えるが、政府の見解はどうか。

四 整理回収機構が買い取った債権が、買取価格よりも値下がりした場合には、金融再生勘定の公的資金枠で対応されることになるが、値下がり可能性などを考慮しない価格で買い取った結果として、公的資金で対応することは、売り手である金融機関に対する公的資金注入と同様の効果を生じることになる。これまでの政府見解からは、こうしたことはなされないと認識しているが、この認識でよいのか。また、これまでの見解を変更することを検討していることはないか。

右質問する。

内閣衆質一五四第六九号

平成十四年五月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員枝野幸男君提出整理回収機構の不良債権買い取り価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員枝野幸男君提出整理回収機構の不良債権買い取り価格に関する質問に対する答弁書

一について

政府が株式会社整理回収機構に対し、金融機関から不良債権を買い取る際の価格を二倍に引き上げるよう求める旨の決定を行った事実やそのようなことを検討している事実はない。

二について

株式会社整理回収機構は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号。以下「金融再生法」という。)第五十六条第一項に規定する「時価」により不良債権の買取りを行っているものと承知している。

三について

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第百五十五号)の審議における時価の算定方法についての提案者の答弁を踏まえ、金融再生法第五十六条に基づき、資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件(平成十一年金融再生委員会告示第二号)において、時価が合理的な方法により算出した価格を意味することを定めたところであり、時価とは民間企業

が不良債権を買い入れる際に用いる方法と同様の合理的な方法により算出した価格であると考えている。

四について

金融機関から不良債権を買い取る場合、三について述べたとおり、時価すなわち合理的な方法により算出した価格により買い取ることとなるが、結果として買取価格よりも少ない金額しか回収できない場合もあると思われる。いずれにせよ、金融再生法に基づき不良債権の買取りが、今後とも時価により適正に行われるものと承知している。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出武力攻撃事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出いわゆる国立の戦没者慰霊施設に関する質問に対する答弁書

平成十四年五月八日提出

質問 第六六号

武力攻撃事態に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

武力攻撃事態に関する質問主意書

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下「武力攻撃事態法案」という。)第一条で定義する「武力攻撃事態」はその性格が極めて曖昧なゆえ、政府の見解を明らかにするために以下質問する。
一 武力攻撃事態は次の事態に該当するのか、ま

た該当しないのであればその違いについて明らかにされたい。

1 「戦争」(日本国憲法第九条)。

2 「国際紛争」(日本国憲法第九条)。

3 「国際紛争」(国連憲章第二条)。

4 「国際紛争」(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)以下「日米安保条約」という。(第一条)。

5 「紛争」(国連憲章第六章)。

6 「紛争」(日米防衛協力のための指針(千九百九十七年九月二十三日)(以下「指針」という。))

「II 基本的な前提及び考え方」。

7 「紛争」(平成八年度以降に係る防衛計画の大綱(以下「大綱」という。))I 策定の趣旨」。

8 「国際的な武力紛争」(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(以下「テロ対策特措法」という。))第二条)。

9 「緊急事態」(自衛隊法第七十八条、第一百条の八)。

10 「武力攻撃」(国連憲章第五十一条)。

11 「武力攻撃」(日米安保条約第五条)。

12 「武力攻撃」(指針I 指針の目的)。

13 「武力攻撃」(自衛隊法第七十六条)。

14 「周辺事態」(指針I 指針の目的)。

15 「周辺事態」(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(以下「周辺事態法」という。))第一条)。

16 「緊急事態」(指針I 指針の目的)。

二 武力攻撃事態法案第三条第三項でいう「武力の行使」は次の行為に該当するのか、また該当しないのであればその違いについて明らかにされたい。

1 「武力の行使」(国連憲章第二条)。

2 「武力の行使」(日米安保条約第一条)。

3 「武力の行使」(日本国憲法第九条)。

4 「武力の行使」(周辺事態法第二条)。

5 「武力の行使」(テロ対策特措法第二条)。

6 「武力行使」(自衛隊法第八十八条)。

三 武力攻撃事態に該当する事態であれば、全ての場合において我が国は個別的自衛権を行使できるのか明らかにされたい。

四 政府の従来の憲法解釈におけるいわゆる自衛権発動の三要件を満たさない事態において、我が国は次の行動が可能なのか、政府の見解を明らかにされたい。

1 自衛隊法第七十六条に基づく防衛出動。

2 自衛隊法第八十八条に基づく武力行使。

五 政府のこれまでの国会答弁等によれば、有事法制に関して研究にとどまらずに法制化するかどうかの問題は、高度の政治判断に係る問題であり、国会及び世論の動向等を踏まえて対応するものとのことであった。

そこで今国会において有事法制案を上程した理由とその経緯についてつまびらかに明らかにされたい。

六 「戦闘行為」(周辺事態法第三条及びテロ対策特措法第二条)は、次の行為に該当するのか、また該当しないのであればその違いについて明らかにされたい。

- 1 「武力の行使」(国連憲章第二条)。
- 2 「武力の行使」(日米安保条約第一条)。
- 3 「武力の行使」(日本国憲法第九条)。
- 4 「武力の行使」(周辺事態法第二条)。
- 5 「武力の行使」(テロ対策特措法第二条)。
- 6 「武力行使」(自衛隊法第八十八条)。
- 7 日本国憲法は武力による威嚇を禁じている。

一方で大綱(Ⅲ) 我が国の安全保障と防衛力の役割については、核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとするとしている。

そこで以下の点を明らかにされたい。

- 1 大綱でいう「抑止」の定義について明らかにされたい。

- 2 大綱でいう「抑止」は、日本国憲法が禁じる武力による威嚇と異なるのか、異なるのであればその違いについて明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第六号
平成十四年五月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出武力攻撃事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出武力攻撃事態に関する質問に対する答弁書

一について

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下「武力攻撃事態対処法案」という。)(第二条第二号の「武力攻撃事態」とは、我が国に対する外部からの武力攻撃(武力攻撃のおそれのある

場合を含む。)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

これに対して、一の1から8まで及び10から12まででお尋ねのそれぞれの用語の意味は、「戦争」、「紛争」、「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書(平成十四年一月五日内閣衆質一五三第二十七号。以下「前回答弁書」という。)(二)について、三の1について、三の2及び4について、三の3及び5について、三の6について、三の7について、四の3、5及び6についてでお答えしたとおりであり、一の9及び13から16まででお尋ねのそれぞれの用語の意味は、次のとおりである。

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十八条の「緊急事態」とは、間接侵略等の発生により、治安維持上差し迫った危険が存する事態であり、同法第百条の八の「緊急事態」とは、外国において災害、騒乱等の発生により治安や秩序が乱れ、人の生命又は身体に対して差し迫った危険が存する事態をいうと考える。

自衛隊法第七十六条の「武力攻撃」とは、一般に、我が国に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考える。

平成九年九月二十三日に日米安全保障協議委員会において了承された日米防衛協力のための指針(以下「指針」という。)(I. 指針の目的の「周辺事態」及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号。以下「周辺事態安全確保法」という。)(第一条の「周辺事態」とは、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態をいうと考える。

指針「I. 指針の目的」の「緊急事態」とは、指針「IV. 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」をとる事態及び「V. 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力を行う事態をいうと考える。

二について

武力攻撃事態対処法案第三条第三項の「武力の行使」及び自衛隊法第八十八条第一項に基づいて「必要な武力を行使すること」は、基本的に国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考えるが、憲法第九条の下において認められる自衛権の発動としてのものに限られる。

他方、二の1から3まで及び5でお尋ねのそれぞれの用語の意味は、前回答弁書の四の1について、四の2及び4について、四の7についてでお答えしたとおりである。

また、周辺事態安全確保法第二条第二項の「武力の行使」とは、基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考える。

三及び四について

憲法第九条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、第一に、我が国に対する急迫不正の侵害があること、第二に、これを排除するため他の適当な手段がないこと、第三に、必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、という三要件に該当する場合に限られると解している。自衛隊法第七十六条の規定に基づき出動を命ぜられた自衛隊は、同法第八十八条の規定に基づき、我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができ、この武力の行使は、自衛権発動の三要件に該当する場合に限られており、このことは、武力攻撃事態対処法案の「武力攻撃事態」に該当する事態であっても、同様である。

行使することができるが、この武力の行使は、自衛権発動の三要件に該当する場合に限られており、このことは、武力攻撃事態対処法案の「武力攻撃事態」に該当する事態であっても、同様である。

他方、自衛隊法第七十六条の規定に基づく防衛出動は、内閣総理大臣が、外部からの武力攻撃(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。)(に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合に命ずるものであり、自衛権発動の三要件に該当する場合に限られない。

五について

お尋ねに関しては、政府は、法制化を目指した検討を開始するよう政府に要請するとの一昨年の与党の考え方を十分に受け止め、検討を進めてきたところである。さらに、去る二月四日の施政方針演説を受けて、今般、武力攻撃事態という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態への対応を中心に、国全体としての基本的な危機管理態勢の整備を図るため、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態対処法案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出したものである。

六について

周辺事態安全確保法第三条及び平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律百二十三号)第二条第三項の「戦闘行為」とは、国際的な武力紛争の一環とし

て行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。

他方、お尋ねのそれぞれの用語の意味は、二について述べたとおりである。

七について
平成八年度以降に係る防衛計画の大綱(平成七年十一月二十八日閣議決定)のⅢ 我が国の安全保障と防衛力の役割における「抑止」とは、我が国に対する外部からの武力攻撃を抑えとどめることをいうと考える。

他方、憲法第九条第一項の「武力による威嚇」とは、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することをいうと考える。

平成十四年五月十六日提出
質問 第七〇号

いわゆる国立の戦没者慰霊施設に関する質問
主意書

提出者 西村 眞悟

いわゆる国立の戦没者慰霊施設に関する質問
問主意書

昨年十二月、福田内閣官房長官の下に「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」(以下、「追悼懇」という)が、「何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等国の施設の在り方について幅広く議論すること」を目的として発足し、現在、施設の必要性の問題も含めた議論が為されているところ、この間、中国を訪問する与党幹部からは、中国の靖国神社参拝非難に對して、我が国政府においては靖国神社に代わる国立慰霊

施設建設が決定されたかの如き弁解もしくは抗弁がたびたび為され、この弁解が流布されることにより「追悼懇」における議論の決着並びに政府・国会の決定さらに国民の理解を待たずして、靖国神社に代わるいわゆる国立慰霊施設建設が、その内容が定まらないまま国際約束の如く既定事実とされかねない危険があるので、国益上この事態を一刻も放置することはできず、左のとおり質問主意書を提出し、速やかなる回答を要請する。

一 「追悼懇」の発足に当たり、福田内閣官房長官が、「施設の必要性の問題についても議論していただきたい」と挨拶しているのを、政府としては、当該施設の建設については、施設の必要性の問題も含めて議論を「追悼懇」にゆだねたものであり、将来出されるであろう「追悼懇」の結論を踏まえて政府の決定が導かれるものと理解するのが合理的であるから、「追悼懇」の結論なき現段階においては、政府としては、国立の記念碑等施設の必要性の有無及び建設の可否を含めて、全て未定であると思料されるがそのとおりか、回答されたし。

二 平成十四年三月十九日の参議院内閣委員会(以下、内閣委員会という)における福田内閣官房長官の答弁には、「記念碑など国の施設をつくりたい」、「こういうような国としての施設ができれば、それはそれとして戦後五十年の意義があるのではないか」等の箇所があり、これらの答弁は、新施設の建設を指向しているものと解釈し得るのであるが、政府はこの答弁に相当する如何なる決定をしたのか、回答されたい。

三 1 「追悼懇」の発足目的にある「何人もわだかまりなく戦没者等の追悼に誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等国の施設

の在り方についての幅広い議論」云々における「何人も」とはどの範囲の人か、日本人のみならず外国人も含むのか、回答されたい。

2 官邸のホームページで公開されている「追悼懇第一回議事要旨」によれば、「施設そのものについては、もしつくとすれば、あくまでも国内向けだということ」を御了解願いたいとの発言が記載されているが、この発言は前後の文脈から判断して福田内閣官房長官の発言と推測されるが、そのとおりか回答されたい。仮に福田内閣官房長官の発言ではないとすれば、誰の発言か回答されたい。

3 内閣委員会における福田内閣官房長官の答弁は、「私の個人的に思いますところは、やはり何か外国から来られまして、それは別に外国人ということだけではありませぬけれども、そういうような象徴的なものがあってもいいのではないかなというようには、私はかねがね思っておりまして、今でも思っておりますけれども」となっており、これは「追悼懇」における前記発言とは異なり、「何人も」のなかに外国人も含むという意味に解されるが、そのとおりか回答されたい。

4 我が国においては、いわゆる国立慰霊施設が、外国人が「わだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念すること」のできる「目的のために必要であると政府は考えているのか、回答されたい。

四 1 昭和六十年八月九日の「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書及び同

年八月十四日の藤波内閣官房長官談話では、「多くの日本人が靖国神社を戦没者追悼の中心的な施設と考えている」旨の認識が表明されており、さらに本年四月二十一日に内閣総理大臣が公表した「所感」においても、「国のために尊い犠牲となった方々に対する追悼の対象として、長きにわたって多くの国民の間で中心的な施設となっている靖国神社」という認識が表明されており、小泉総理大臣は、この認識に基づいて昨年八月十三日及び右同日靖国神社に参拝したと理解しているが、政府の靖国神社に対する認識は右のとおりか否か、回答されたい。認識を変更しているのであれば、その内容を回答されたい。

2 右同日、小泉総理大臣の「所感」において「将来にわたって、平和を守り、二度と悲惨な戦争を起こしてはならない」との決意をこめて靖国神社に参拝したと表明されているが、これはとりもなおさず、靖国神社が「戦没者追悼の中心的施設」であることに加えて「平和祈念の施設」であるとの認識の表明と解されるが、これが政府の認識か、回答されたい。認識が異なるならば、その内容を明らかにされたい。

五 昭和六十年八月十四日の藤波内閣官房長官談話及び同月二十日の衆議院内閣委員会における同官房長官の答弁において、内閣総理大臣並びに国務大臣が靖国神社に公式参拝することは憲法に違反するものではないとの政府見解が述べられているが、政府はこの公式見解を維持しているのか変更したのか、回答されたい。変更したとすれば、何時如何なる内容に変更したのか、回答されたい。

六 内閣委員会において、福田内閣官房長官は、

「今確かに靖国神社は中心的な施設であると、追悼のね。そういうことでこれは皆が認めているところでありまして、しかしながらそこに総理大臣が行くことが法律違反だとか言われるような状況というのは、これはどういふものでしょうか。・・・現在そういう場所がない。そういう施設がないということはこれは事実だというふうには思っておりますので、そういう問題点があるという認識の上に立って、私自身としては何らかの方法を考えなければいけないということとは常々思っているところでござい

ます。」と、答弁している。

1 政府は、靖国神社に総理大臣が行くことが法律違反と認識しているのか、回答された。

2 政府及び総理大臣が、靖国神社を「戦没者追悼と平和祈念の施設」と認識し、官房長官も靖国神社を「戦没者追悼の中心的施設」との認識を表明しながら、何故、右官房長官の答弁にあるとおり、「現在そういう場所がない。そういう施設がない」ということはこれは事実だというふうには思えるのか、その理由を明らかにされたい。

3 次に、右官房長官答弁に言う「何らかの方法」とは、靖国神社参拝以外の方法なのか、また具体的にどういふ方法なのか、明らかにされたい。

4 さらに、小泉総理大臣自身が、「国のために尊い犠牲となった方々に対する追悼」と「将来にわたり平和を守り二度と悲惨な戦争を起こしてはならないとの決意」をこめて靖国神社に参拝しているにもかかわらず、何故、さ

らに、「何らかの方法」を考えなければならぬのか、その理由を明らかにされたい。

七 内閣委員会において、福田内閣官房長官は「靖国神社に代わる施設は考えていない」、「例えば靖国のみたまを移しすることなど考えていない」と答弁しているが、政府としては靖国神社の祭神つまり戦没者は、新施設における追悼の対象に含まれないと考えているのか、回答されたい。

仮に、含まれるとすれば、靖国神社の祭神は国立新施設においても追悼の対象となり両施設は競合関係にたつことになるが、この場合に新施設が「靖国神社に代わる施設」にならない根拠を明らかにされたい。

仮に、含まれないとすれば、国立新施設においては、誰が追悼の対象となるのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第七〇号
平成十四年五月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員西村眞悟君提出いわゆる国立の戦没者慰霊施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員西村眞悟君提出いわゆる国立の戦没者慰霊施設に関する質問に対する答弁書

一について
政府としては、御指摘のように、現時点においては、お尋ねの施設の建設についていかなる決定もしていない。

二について

政府としては、お尋ねの施設の建設についていかなる決定もしていない。

三の1について

御指摘の「何人も」とは、日本国民のみならず外国人も含む趣旨である。

三の2について

御指摘の発言は福田内閣官房長官のものである。

三の3について

平成十四年三月十九日の参議院内閣委員会における福田内閣官房長官の御指摘の答弁は、個人的な見解として、外国人も含め何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる国の施設があつてもよいのではないかと趣旨で述べたものである。なお、追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会(以下「懇談会」という。)第一回会合における福田内閣官房長官の御指摘の発言は、「この会合は、近隣諸国が初めにあるのか、初めに日本国ありきなのか」という趣旨の出席者の問いに対する答えとして行われたものであり、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等の国の施設の在り方について、外交関係への配慮からではなく、飽くまでも我が国として自主的に検討するとの趣旨で述べたものである。

三の4について

現在、懇談会において、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等の国の施設の在り方について、そのような施設の必要性を含め議論されているところであり、政府としては懇談会の意見を踏まえて対応を検討してまいりたい。

四の1について

国民や遺族の方々の多くが靖国神社を戦没者追悼の中心的施設であるとしていているとの政府の認識に変更はない。

四の2について

政府の靖国神社に関する認識は四の1について述べたとおりである。なお、平成十四年四月二十一日の小泉内閣総理大臣の「靖国神社参拝に関する所感」は、御指摘の部分を含め、小泉内閣総理大臣の個人の真情を吐露したものであると承知している。

五について

昭和六十年八月十四日の藤波内閣官房長官談話及び同月二十日の衆議院内閣委員会における同内閣官房長官の発言において示された政府の見解に変更はない。

六の1について

内閣総理大臣の靖国神社への参拝について、私人としてこれを行う場合を含め、一律に憲法に違反するとは考えていない。

六の2から4までについて

福田内閣官房長官は、かねてより国内外において内閣総理大臣の靖国神社への参拝をめぐって様々な議論が行われており、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる国の施設は存在しないことから、これらに伴う種々の問題点を解決したいとの考えに基づき、個人的な見解として、御指摘の発言をしたものであつて、発言に当たり、具体的な方法を念頭に置いていたわけではない。

七について

現在、懇談会において、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念するこ

とのできる記念碑等の国の施設の在り方について、追悼の対象等を含め議論されているところであり、政府としては懇談会の意見を踏まえて対応を検討してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出レジオネラ症防止対策に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があるため、平成十四年六月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

エネルギー政策基本法案

右の議案を提出する。

平成十三年十一月八日

提出者

亀井 善之 甘利 明
細田 博之 伊藤 達也
齊藤 鉄夫 河合 正智
小池百合子
賛成者
原田昇左右外三十九名

エネルギー政策基本法

(目的)

第一条 この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネル

ギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(安定供給の確保)

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーの需給に関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

(環境への適合)

第三条 エネルギーの需給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、化石燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

(市場原理の活用)

第四条 エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

2 前項の施策の推進に当たっては、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展並びに地域及び地球の環境の保全のため、前二条の政策目的が損なわれないよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針(以下「基本方針」という。)のつとめ、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本方針のつとめ、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に際しては、自

主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の努力)

第八条 国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用を努めるものとする。

(相互協力)

第九条 国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネルギーの需給に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、エネルギーの需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

(エネルギー基本計画)

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針
- 二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見も聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 四 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、エネルギー基本計画を公表しなければならない。
- 五 政府は、エネルギーの需給をめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーの需給に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 六 第三項及び第四項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。
- 七 政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずよう努めなければならない。

及びエネルギーの利用に伴う地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資するため、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関との協力、研究者等の国際的交流、国際的な研究開発活動への参加、国際的共同行動の提案、二国間及び多国間におけるエネルギー開発協力その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エネルギーに関する知識の普及等)

第十四条 国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合においては、営利を目的としない団体の活用に配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二条 経済産業省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 エネルギー政策基本法(平成十三年法律第 号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 前三号に規定する事項に関し、経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べることを。

理 由

エネルギーが国民生活の安定向上及び国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

エネルギー政策基本法案(亀井善之君外六名提出、第五百五十三回国会衆議第六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 エネルギーの需給に関する施策についての基本方針

(一) 安定供給の確保

エネルギーの安定的な供給については、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における

の安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。また、他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

(二) 環境への適合

エネルギーの需給については、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

(三) 市場原理の活用

エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。また、この施策の推進に当たっては、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展並びに地域及び地球の環境の保全のため、(一)及び(二)の政策目的が損なわれないよう十分配慮されなければならない。

2 国、地方公共団体及び事業者の責務並びに国民の努力について定める。

3 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めるとともに、毎年、国会に、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

4 国は、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関への協力等の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、エネルギーに関する知識の普及等に必要な措置を講ずるよう努めるとする。

5 この法律は、公布の日から施行することとするともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

二 議案の修正議決理由

本案は、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するための措置として妥当なものと認めるが、化石燃料以外のエネルギーの利用への転換として、太陽光、風力等の例示を加えるものとする、安定供給の確保及び環境への適合を十分考慮しつつ、規制緩和等の施策が推進されなければならないものと条文を整理すること、経済産業大臣は、エネルギー基本計画について閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告しなければならないものとする、国は、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるものとする等につき修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

平成十四年五月二十二日

経済産業委員長 谷畑 孝

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

エネルギー政策基本法

（目的）

第一条 この法律は、エネルギーが国民生活の安

定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

（安定供給の確保）

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーの需給に関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

（環境への適合）

第三条 エネルギーの需給については、エネ

ギーの消費の効率化を図ること、
○太陽光、風力等のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

（市場原理の活用）

第四条 エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、
○事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

2 前項の施策の推進に当たっては、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展並びに地域及び地球の環境の保全のため、前二条の政策目的が損なわれないよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第五条 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針（以下「基本方針」という。）のつとめ、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本方針にのっとり、

エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、その事業活動に際しては、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の努力）

第八条 国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用にも努めるとする。

（相互協力）

第九条 国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネルギーの需給に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、エネルギーの需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

（国会に対する報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

(エネルギー基本計画)

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、エネルギー基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、エネルギーの需給をめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーの需給に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

ければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。

7 政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際協力の推進)

第十三条 国は、世界のエネルギーの需給の安定及びエネルギーの利用に伴う地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資するため、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関への協力、研究者等の国際的交流、国際的な研究開発活動への参加、国際的共同行動の提案、二国間及び多国間におけるエネルギー開発協力その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エネルギーに関する知識の普及等)

第十四条 国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーの適切な利用に関し努めるとともに、営利を目的としない団体の活用につ

つ、啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

この場合においては、営利を目的としない団体の活用

に配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九

十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。」

一 エネルギー政策基本法(平成十三年法律

第 号)第十二条第一項に規定するエ

ネルギー基本計画に関し、同条第三項に規

定する事項を処理すること。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 前三号に規定する事項に関し、経済産業

大臣又は関係各大臣に意見を述べることを。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五

号)の一部を次のように改正する。

目次中「自動車の登録を、自動車の登録等」に、

「道路運送車両の検査」を「道路運送車両の検査等」に改める。

第七条第一項中「左に」を「次に」に、「第十六条

第二項のまづ消登録証明書」を「第十五条の二第五

項、第十六条第二項若しくは第八項の一時抹消登

録証明書」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第三

項第三号中「抹消登録を」を「一時抹消登録を」に、

「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改め

る。

第十二条第一項中「但し」を「ただし」に、「まづ

消登録を」を「永久抹消登録」に改める。

第十五条の前の見出しを削り、同条に見出し

として「(永久抹消登録)」を付し、同条第三項中

「まづ消登録を」を「永久抹消登録」に改め、同項を同

条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」

に、「まづ消登録を」を「永久抹消登録」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第一項中「左に」を「次に」

に改め、「あつた日の下に」を「当該事由が使用済自

動車の解体である場合にあつては、使用済自動車

の再資源化等に関する法律による情報管理セン

ター(以下単に「情報管理センター」という。)に当

3 登録自動車(の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。第十五条の次に次の一条を加える。

(輸出抹消登録)

第十五条の二 登録自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消仮登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消仮登録証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、申請者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出抹消仮登録証明書を交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、税関長に対し、当該自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、前項に規定する輸出抹消仮登録証明書の具備に

ついて関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をし、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

第十六条に見出しとして「(一時抹消登録)」を付し、同条第一項中「所有者は」の下に、前二条に規定する場合を除くほかを加え、「まつ消登録」を「一時抹消登録」に改め、同条第二項中「まつ消登録」を「一時抹消登録」に、「まつ消登録証明書を」を「一時抹消登録証明書を」に改め、同条に次の六項を加える。

3 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知った日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「一時抹消登録を受けた自動車」と読み替えるものとする。

5 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。この場合においては、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

7 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第五項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、

「輸出抹消登録」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第六項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(届出記録)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の二第一項ただし書又は前条第三項若しくは第五項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。

(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第十八条 国土交通大臣は、一時抹消登録をした自動車について、国土交通省令で定める期間が経過してもなお第十六条第三項又は第五項の規定による届出がなされないことその他の事情から判断して、当該自動車の所有者が正当な理由がなくこれらの規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他の当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要と認められる措置を講ずることができる。

2 一時抹消登録を受けた自動車について所有者

の変更があつたときは、旧所有者は、次項の規定により当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録がなされた場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、当該所有者の変更があつた旨を証明することができるとする契約書その他の資料を作成し、又は取得して、これを国土交通省令で定める期間保存し、国土交通大臣から求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

3 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、政令で定めるところにより、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けることができる。

第二十条第二項中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録、第十五条第二項の申請に基づく輸出抹消登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けたとき。

第二十条第一項第三号中「第十五条第三項を『第十五条第五項に、抹消登録を永久抹消登録に改める。

第二十一条第一項中「まつ消登録をした自動車」を「永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録をした自動車」に、「まつ消登録をした日」を「それぞれ、永久抹消登録にあつては当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第三項の規定による届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第七項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日」に改める。

第三十三条第一項中「左」を「次に」に、「まつ消登録証明書(まつ消登録を一時抹消登録証明書(一時抹消登録)に改める。

第四十条から第四十二条までの規定、第四十四条及び第四十六条中「公害防止の下に」その他の環境保全を加える。

第五十条の見出しを「(整備管理者)」に改め、同条第一項を次のように改める。

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除
第五十四条第一項中「あるとき」の下に「(次条第一項に規定するときを除く。を、整備を」の下に「行つべきことを加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

第五十四条第二項中「命令」の下に「又は指示を加え、し、又は当該自動車の使用の方法若しくは

は経路を制限を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 地方運輸局長は、自動車小型特殊自動車を除くが保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行ふべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、前項の規定により整備を命じたときは、当該自動車の前面の見やすい箇所に、国土交通省令で定めるところにより、整備命令標章をはり付けなければならない。

3 何人も、前項の規定によりはり付けられた整備命令標章を破損し、又は汚損してはならず、また、第五項の規定により第一項の規定による命令を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。

4 第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から十五日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行つた当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

5 地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

6 地方運輸局長は、自動車の使用者が第一項の規定による命令若しくは指示に従わなかつたときは、六月以内の期間を定めて、当該自動車の使用を停止することができる。

7 前項の処分に係る自動車の使用者は、同項の規定による自動車の使用の停止の期間の満了の日までに当該自動車が保安基準に適合するに至らないときは、当該期間の満了後も当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間は、これを運行の用に供してはならない。

「第五章 道路運送車両の検査」を「第五章 道路運送車両の検査等」に改める。

第六十三条の二第三項中「第一項の下に」又は「第二項」を、「自動車製作者等」の下に「又は装置製作者等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「基準不適合自動車」の下に「又は基準不適合特定後付装置を、自動車製作者等」の下に「又は同条第二項の規定による届出をした装置製作者等」を、「認めるときは」の下に「第一項又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「この項の下に」及び次項を加え、「次条第一項及び第二項」を「次条第一項から第三項まで」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の装置(自動車の製作の過程において取り付けられた装置その他現に自動車に取り付けられている装置であつてその設計又は製作の過程からみて前項の規定により当該自動車の自動車製作者等が改善措置を講ずることが適当と認められるものを除く。以下「後付装置」という。)であつて主として後付

装置として大量に使用されていると認められる政令で定めるもの(以下「特定後付装置」という。)について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該特定後付装置(自動車)の装置を輸入することを業とする者以外の者が輸入した特定後付装置その他国土交通省令で定める特定後付装置を除く。以下「基準不適合特定後付装置」という。)を製作し、又は輸入した装置製作者等(自動車の装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするものをいう。以下この条、次条第二項から第四項まで及び第六十三条の四第一項において同じ。)に対し、当該基準不適合特定後付装置を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項に規定する勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十三条の三第三項中「自動車製作者等」の下に「又は第二項の規定による届出をした装置製作者等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国土交通大臣は、の下に」第一項又は「を」、「当該自動車」の下に「又は特定後付装置」を、「自動車製作者等」の下に「又は装置製作者等」を加え、同項に次の一号を加える。

え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 装置製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の特定後付装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。
 - 一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める特定後付装置の状況及びその原因
 - 二 改善措置の内容
 - 三 前二号に掲げる事項を当該特定後付装置の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

第六十三条の四第一項中「輸入した自動車製作者等」の下に「若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等」を、「届出をした自動車製作者等」の下に「若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等」を、「当該自動車製作者等」の下に「若しくは装置製作者等」を加える。

第六十九条第一項中「あつた日」の下に「(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)」を加え、同項第三号中「当該自動車について」の下に「第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は」を加え、「抹消登録を」、「一時抹消登録」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

第六十九条第二項中「第五十四条第二項」の下に「又は第五十四条の二第六項」を加え、同条第三項中「したとき」の下に「又は第五十四条の二第六項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基準に適合するに至つたとき」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(解体等又は輸出に係る届出)

第六十九条の二 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車について前条第一項第一号又は第二号に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」と読み替へるものとする。

3 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定に

よる輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて当該届出をさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項本文の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

5 第十五条の二第三項及び第四項の規定は、検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の輸出に係る第三項本文の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録を」とあるのは「その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録し」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第六十九条の二第四項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替へるものとする。

6 国土交通大臣は、前項において準用する第十五条の二第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録するものとする。

(準用規定)

第六十九條の三 第十八條の規定は、自動車検査証が返納された検査対象自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録ファイル」とあるのは「第七十二條第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイル」と、同条第一項中「第十六條第三項又は第五項」とあるのは「第六十九條の二第二項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九條の三において準用する第十八條第三項」と読み替へるものとする。

第七十一條の二第二項中「抹消登録を」と「一時抹消登録を」に、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改め、同条第六項中「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

第七十二條第一項中「及び自動車検査証を」と「第六十九條の二第一項及び第三項の規定による届出並びに自動車検査証及び自動車検査証返納証明書」に改め、「第六條第一項の」を削り、同条の次に次の二條を加える。

(軽自動車検査ファイル等の記録の保存)
第七十二條の二 自動車検査証が返納された検査対象自動車又は二輪の小型自動車に係る前条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルの記録は、第六十九條の二第二項の規定による届出に係る前条第一項の規定による記録をした日又は第六十九條の二第五項において準用する第十五條の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

(証明書の交付)
第七十二條の三 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第七十二條第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第七十四條第一項中「第三項まで」の下に「及び第五十四條の二(第三項、第四項及び第七項を除く。を)を加え、」及び同条を、並びに第五十四條に改める。

第七十五條第一項及び第七十五條の二第一項中「公害の防止の下に」その他の環境の保全を加える。

第七十六條の二中「公害を防止する」を「公害の防止その他の環境の保全を図る」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十六條の十八中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第二号中「若しくは販売」を「販売、引取り、解体若しくは破砕」に改める。

第七十六條の二十三第三項中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第七十六條の二十五中「若しくは販売」を「販売、引取り、解体若しくは破砕」に改める。

第九十四條の五第一項中「抹消登録を」一時抹消登録に改め、同条第三項及び第五項中「抹消登録を」と「一時抹消登録を」に、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(不正改造等の禁止)

第九十九條の二 何人も、第五十八條第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七條の三第一項の規定により使用の届出を行つていない検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

(情報管理センターに対する照会)
第九十九條の三 国土交通大臣は、情報管理センターに対し、国土交通省令で定めるところにより、解体報告記録に関し、必要な事項を照会することができる。

第百條第一項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

三 引取業者
第百條第一項に次の一号を加える。

十三 情報管理センター
第百一條第一項中「第七号から第九号」を「第四号又は第九号から第十一号」に改め、同項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「自動車検査証返納証明書」の下に「又は第七十二條の三の規定による証明書」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「又は第十六條第一項の抹消登録を」と「輸出抹消仮登録又は一時抹消登録」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十五條の二第五項又は第十六條第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者

四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
第百一條第二項中「第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号」を「から第四号まで、第七号、第九号から第十二号まで又は第十四号」に改める。

第百四條中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む。を)を加える。

第百六條の二中「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第百六條の三とし、第百六條の次に次の一條を加える。

第百六條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十三條の二第五項の規定による命令に違反した者

二 第六十三條の三第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十三條の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第百七條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。
第百八條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十八條第一項又は第六十九條第二項」を「第五十四條の二第七項、第五十八條第一項、第六十九條第二項又は第九十九條の二」に改め、同条第二号中「第五十四條第二項」の下に「又は第五十四條の二第六項」を加える。
第百九條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中

「第二十条第四項」の下に、「第五十四条の二第四項」を加え、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第五十四条第一項」の下に「又は第五十四条の二第二項」を、「命令」の下に「又は指示」を加え、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条の二第二項本文の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をして輸出した者

第百十條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第三号中「第三十条第一項」を「第十六条第三項、第三十条第一項」に、「第六十三條の三第三項」を「第六十三條の三第四項」に改め、「第六十三條の四第一項」を削り、「第八十一條」を「第六十九條の二第一項、第八十一條」に改め、同項第八号中「第六十三條の四第一項又は」を削り、同条を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第一項ただし書、第十六条第五項又は第六十九條の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者

第百十一條中「第七條から前條まで（同條第一項第七號及び同條第二項を除く。）を」次の各号に掲げる規定に、「その法人又は人に」を「その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第百六條の二、二億円以下の罰金刑
- 二 第百七條から前條まで（同條第一項第八號及び同條第二項を除く。） 各本條の罰金刑

第百十一條の二を削る。

第百十二條第一項中「第二十七條第三項」を「第十五條の二第四項第十六條第七項又は第六十九條の二第五項において準用する場合を含む。」、第十八條第二項（第六十九條の三において準用する場合を含む。）、第二十七條第三項に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同條第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條の改正規定（公害の防止の下に「その他の環境の保全」を加える部分及び「あわせて」を併せて）に改める部分に限る。、第四十條から第四十二條まで、第四十四條及び第四十六條の改正規定、第六十三條の二に一項を加える改正規定（装置製作者等に係る部分を除く。）、第七十五條、第七十五條の二、第七十六條の二、第七十六條の二十三、第九十七條の二、第九十七條の四及び第百四條の改正規定、第百六條の二の改正規定、同条を第百六條の三とする改正規定、第百六條の次に一項を加える改正規定（第六十三條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分を除く。）、第百七條の改正規定、第百八條の改正規定（各号の一）を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。、第百九條の改正規定（各号の一）を「各号のいずれかに」に、

「三十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。、第百十條の改正規定（同條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改める部分、同項第三号中「第六十三條の四第一項」を削る部分及び同項第八号中「第六十三條の四第一項又は」を削る部分に限る。）、第百十一條の改正規定、第百十一條の二を削る改正規定、第百十二條第一項の改正規定（二十万円を「三十万円」に改める部分に限る。）、同條第二項の改正規定、附則第十二條の規定（地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十二條第八項の改正規定中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加える部分に限る。並びに附則第十九條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十條、第五十一條及び第五十四條の改正規定、第五十四條の次に一項を加える改正規定、第六十九條第二項及び第三項の改正規定、第七十四條の改正規定、第九十九條の次に二項を加える改正規定（第九十九條の二に係る部分に限る。）、第百八條第一号及び第二号の改正規定、第百九條第一号及び第六号の改正規定並びに附則第十五條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六十三條の二の改正規定、同條に一項を加える改正規定（装置製作者等に係る部分に限る。）、第六十三條の三及び第六十三條の四の改正規定、第百六條の次に一項を加える改正規定（第六十三條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分に限る。）並びに第百十條第一項第三号の改正規定（第六十三條の三第三項を「第六十三條の三第四項」に改める部分に限る。）、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

改正規定（第六十三條の三第三項を「第六十三條の三第四項」に改める部分に限る。）、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二條 この法律による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第十五條第一項、第十六條第三項、第六十九條第一項及び第六十九條の二第一項の規定（使用済自動車の解体に係る部分に限る。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により所有者から引取業者に引き渡された自動車について適用し、施行日前に引き渡された自動車については、なお従前の例による。

第三條 新法第十五條第一項、第十六條第三項、第六十九條第一項及び第六十九條の二第一項の規定（使用済自動車の解体に係る部分を除く。）は、施行日以後にこれらの規定に掲げる事由に該当することとなる自動車について適用し、施行日前に当該事由に該当することとなった自動車については、なお従前の例による。

第四條 新法第十五條の二第一項、第十六條第五項及び第六十九條の二第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定における当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日（以下「施行日前」という。）が到来する自動車について適用し、施行日前に当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日（以下「施行日前」という。）が到来した自動車については、なお従前の例による。

第五條 新法第十八條第二項（第六十九條の三において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第十六條第二項の規定による一時抹

消登録を受ける自動車又は施行日以後に自動車検査証を返納する検査対象自動車若しくは二輪の小型自動車について適用し、施行日前にこの法律による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という。)(第十八条第二項の規定による抹消登録を受けた自動車又は施行日前に自動車検査証を返納した検査対象自動車若しくは二輪の小型自動車については、なお従前の例による。

第六條 第五十四條の改正規定の施行の際現に旧法第五十四條第一項の規定による命令を受けている自動車については、なお従前の例による。

第七條 第六十三條の二に一項を加える改正規定(装置製作等に係る部分を除く。)(の施行の日前に旧法第六十三條の二第一項の規定による勸告を受けた自動車製作等については、なお従前の例による。

第八條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律附則第一条各号に掲げる改正規定については、当該各改正規定。次条及び附則第十条において同じ。)(の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又はこれに基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第九條 この法律の施行前にした行為及び附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十條 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)(は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部改正)
第十一條 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項第三号中「第三号、第四号、第六号及び第十一号」を「第五号、第六号、第八号及び第十三号」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十二條 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第八項中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加え、「抹消登録」を「永久抹消登録」に改め、同条第九項中「抹消登録」を「永久抹消登録」に改める。

(道路運送法の一部改正)
第十三條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一條 第四項中「の規定による抹消登録」を「第十五條の二第五項又は第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五條の二第五項又は」を加え、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(自動車抵当法の一部改正)
第十四條 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條 中「による抹消登録」を「第十五條の規定による永久抹消登録、同法第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十

六條第二項の規定による一時抹消登録」に、「同法第十六條第一項の規定による申請を」「同法第十五條の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法第十六條第一項の規定による一時抹消登録の申請」に改める。

第十七條 第三項中「抹消登録」を「道路運送車両法第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録及び同法第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、同条第四項中「道路運送車両法」の下に「第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法」を、「第十六條第一項の規定による」の下に「一時抹消登録の」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定及び日本国における國際連合の軍隊に關する協定の實施に伴う道路運送法等の特例に關する法律の一部改正)
第十五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う道路運送法等の特例に關する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二項中「第五十四條」の下に「、第五十四條の二」を、「第九十九條」の下に「、第九十九條の二」を加える。

(建設機械抵当法の一部改正)
第十六條 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第十五條又は第十六條の規定による抹消登録」を「第十五條の規定による永久抹消登録、同法第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に關する特別措置法の一部改正)
第十七條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に關する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九條 第四項中「の規定による抹消登録」を「第十五條の二第五項又は第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五條の二第五項又は」を加え、「まつ消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)
第十八條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條 第四項中「の規定による抹消登録」を「第十五條の二第五項又は第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五條の二第五項又は」を加え、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(自動車検査独立行政法人法の一部改正)
第十九條 自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三條 中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第三條 中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第三條 中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第三條 中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

理 由

最近における自動車をめぐる経済社会情勢の変化に対応し、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車の不正改造等の禁止規定を新設するとともに、自動車又は自動車の装置の設計又は製作の過程に起因する保安基準への不適合に対する改善措置を強化する等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における自動車をめぐる経済社会情勢の変化に対応し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車の抹消登録制度等について、当該自動車が使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手段により解体されたことを確認した上で抹消登録等を行うこととし、併せて、輸出に係る抹消登録等の制度を整備すること。

2 整備管理者の選任を義務付けている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定するとともに、資格要件については国土交通省令で定めること。

3 不正改造車に対する整備命令手続を強化するとともに、不正改造等の禁止規定を新設すること。

4 自動車リコール制度について、リコール命令権の創設及び罰則の強化を図るとともに、

後付装置に関するリコール制度を整備すること。

5 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、4のうち後付装置に係る部分以外の改正等は、公布の日から起算して六月を経過した日から、2及び3の改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、4のうち後付装置に係る部分の改正は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行すること。

二 議案の可決理由

最近における自動車をめぐる経済社会情勢の変化に対応し、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車の不正改造等の禁止規定を新設するとともに、自動車リコール制度を強化する等の措置を講じることとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年五月二十二日

国土交通委員長 久保 哲司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

教育公務員特例法の一部を改正する法律

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十条の四」に、

「第二十条の三」第二十条の六を「第二十条の五」第二十条の八に改める。

第二十条第二項中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項」に改める。

第二十条の二第二項を削り、同条第三項中「教育委員会」の下に「次条第二項及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四章中第二十条の六を第二十条の八とし、第二十条の五を第二十条の七とし、第二十条の四を第二十条の六とする。

第二十条の三第一項中「第二十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改め、同条を第二十条の五とする。

第三章中第二十条の二の次に次の二条を加える。

(十年経験者研修)

第二十条の三 小学校等の教諭等の任命権者は、

小学校等の教諭等に対して、その在職期間(私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に必要事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)
第二十条の四 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(幼稚園の教諭等に対する研修の特例)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市次項において「指定都市」という。以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師(次項において「教諭等」という。)に対する改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修(次項において「十年経験者研修」という。)は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項、第五十九條及び第六十一條第二項中並びに第二十條の二第二項及び第二項を、第二十條の二第二項、第二十條の三第二項及び第二十條の四に改める。

附則第二十六條を附則第二十七條とし、附則第二十五條の次に次の一條を加える。

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十八條 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十條の三第三項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九條の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならぬ。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正)

第四條 次に掲げる法律の規定中「第二十條の三第一項」を「第二十條の五第一項」に改める。

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第十八條第二号

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二十四條第二号

理由

教員の資質能力の向上を図るため、国立及び公立の小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施しなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、教員の資質能力の向上を図るため、国立の小学校等の教諭等に対して、十年経験者研修を実施するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施しなければならないこととする。

2 任命権者は、この研修を実施するに当たり、研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、個々の教諭等ごとに研修に関する計画書を作成しなければならないこととする。

3 任命権者が定めるこの研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならないこととする。

4 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

5 その他所要の改正を行うこと。

議案の可決理由

本案は、教員の資質能力の向上を図る観点から妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十四年五月二十二日

文部科学委員長 河村 建夫
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 十年経験者研修の実施に当たっては、教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、真にニーズに応じたものとなるよう、実施に当たる任命権者等においては、実施期間、場、実施方法等に関し様々な創意をこらすこと。

二 国や任命権者等においては、研修の実施に伴って教育現場に支障を来たさぬような態勢の整備及び財政措置等の条件整備に努めること。

三 任命権者等においては、十年経験者研修がその効果をあげ得るよう、研修企画の策定や研修内容の評価に当たっては、関係者等と連携し、教員のニーズや現場の意見反映などに努めること。

四 十年経験者研修においては、自己評価を行うことなどによって、教員の自主的・主体的な研修意欲が喚起されるよう促すこと。

五 これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持った教職員が協働して教育効果等を高める必要があることから、教員だけではなく、様々な職種の専門性向上のための施策の検討や、研修機会の充実を促進すること。

衆議院会議録第三十号中正誤

ベ 段 行 誤 正
六 四 末 発 射 され 発 射 された
三 一 末 本 件 本 案

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七、二十、二十八、二十九、三十三、三十六号の発送は都合により後日となるため、第三十七号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇五円 別